

官報

号外
国会会議録

令和七年三月二十六日

○第二百十七回国参議院会議録第八号

令和七年三月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

令和七年三月二十六日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第一〇号)

第三 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第四まで

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員、公益認定等委員会委員、公正取引委員会委員長、国家公安委員会委員、公認会計士・監査審査会会長及び同委員、行政不服審査会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、中央更生保護審査会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、公正取引委員会委員長に茶谷栄治君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君を任命することについて採決いたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に福重さと子君を、公益認定等委員会委員に生野考司君、原田大樹君及び北村聡子君を、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君を、同委員に上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、川村義則君及び塩谷公朗君を、行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、寺田麻佑君及び久未弥生君を任命することについて採決いたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に堀江正之君を、国家公安委員会委員に相星孝一君を、公認会計士・監査審査会委員に千葉通子君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に木村琢磨君及び佐藤郁美君を、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に清水新一郎君を、公害健康被害補償不服審査会委員に山田広樹君を任命することについて採決いたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百十八

反対 十三

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に黒田かをり君及び湯浅信好君を、公認会計士・監査審査会委員に蟹江章君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に芳仲美恵子君及び中村真由美君を、中央更生保護審査会委員に辻惠介君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百三十

反対 二

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に石津寿恵君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に井野貴章君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に稲山文男君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百十九

反対 十一

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に黒田かをり君及び湯浅信好君を、公認会計士・監査審査会委員に蟹江章君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に芳仲美恵子君及び中村真由美君を、中央更生保護審査会委員に辻惠介君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百十九

反対 十一

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に黒田かをり君及び湯浅信好君を、公認会計士・監査審査会委員に蟹江章君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に芳仲美恵子君及び中村真由美君を、中央更生保護審査会委員に辻惠介君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百十九

反対 十一

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公益認定等委員会委員に黒田かをり君及び湯浅信好君を、公認会計士・監査審査会委員に蟹江章君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に芳仲美恵子君及び中村真由美君を、中央更生保護審査会委員に辻惠介君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百十四

反対 十六

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。あ

べ俊子文部科学大臣。

〔国務大臣あべ俊子君登壇、拍手〕

○国務大臣(あべ俊子君) 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

急速な少子化と人材不足に直面する中、高等教育の負担軽減を図り、質の高い高等教育へのアクセスを確保できるようにし、我が国の未来を担う人材を育成することが重要です。令和五年十二月に閣議決定したことも未来戦略に基づき、高等教育費により理想の子供の数を持てない状況を払拭するため、令和七年度から、多子世帯の学生等について授業料等を無償化することが必要です。この法律案は、このことを実現するために、多子世帯の教育費の負担の軽減を図るため、当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法律の目的を見直し、低所得者世帯に加え、多子世帯についても、その負担の軽減を図るため、これらの世帯の学生等に係る授業料等減免を行う等としております。

第二に、授業料等減免の対象者として、多子世帯の学生等を加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。水野素子君。

〔水野素子君登壇、拍手〕

○水野素子君 立憲民主・社民・無所属の水野素子です。

ただいま議題となりました大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

教育、人への投資は、国の未来への投資です。海外では、欧州を中心に大学までの学費が無料の国が何十年も前から複数あります。一方で、アメリカなどでは返還しなくてもよい給付型の奨学金が発達しています。

私は、約二十五年前にオランダのライデン大学に留学いたしました。国際法のオリジンであることが選択した理由ですが、留学先の選定において、やはり学費も大きな考慮要因でした。アメリカ

帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法律の目的を見直し、低所得者世帯に加え、多子世帯についても、その負担の軽減を図るため、これらの世帯の学生等に係る授業料等減免を行う等としております。

第二に、授業料等減免の対象者として、多子世帯の学生等を加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。水野素子君。

〔水野素子君登壇、拍手〕

○水野素子君 立憲民主・社民・無所属の水野素子です。

ただいま議題となりました大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

教育、人への投資は、国の未来への投資です。海外では、欧州を中心に大学までの学費が無料の国が何十年も前から複数あります。一方で、アメリカなどでは返還しなくてもよい給付型の奨学金が発達しています。

私は、約二十五年前にオランダのライデン大学に留学いたしました。国際法のオリジンであることが選択した理由ですが、留学先の選定において、やはり学費も大きな考慮要因でした。アメリカ

力は学費がとて高く、多額の返済を負うリスクがある。フランスの大学は、フランス語の理解が必要ですが、外国人留学生であつても学費が無料でした。このように、海外では、国民の学費負担の軽減はもちろん、世界中から優秀な学生を集める手段としても学費の無償化に戦略的に取り組んでいます。

一方で、我が日本は、学費負担軽減制度が遅れており、言わば悪いところ取りです。海外に比べて高い学費を国民が負担し、奨学金も利子を付けて返済するローンが中心。いわゆる氷河期世代の多くの方が今も奨学金の返済に苦しみ、所得が低いために結婚を諦めています。高い学費負担が少子化の大きな原因なのは明らかです。しかし、国は長らく放置し、深刻な少子化を招きました。

本改正により、まずは多子世帯の修学支援を拡充することは歓迎しつつも、世界と比べてまだまだ学費支援や国による教育への投資そのものが不十分です。更なる拡充が必要との思いを基に質問いたします。

今回の改正では、修学支援法の対象を大学授業料等免除だけに絞り、給付型奨学金は修学支援法の対象外とする理由は何ですか。令和六年度も中間層の理工農系学生支援については大学授業料等減免の拡充を行いました。法の対象は変更しませんでした。今回はなぜ法の対象を変更するのか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

修学支援についての政府の基本理念を確認いたします。

教育のコストを究極的には誰が負担すべきでしょうか。ベーシックサービスとして社会全体で負担すべきでしょうか、あるいは直接の受益者である学生個人が本来で負担すべきか。折衷策とい

う考え方もあるかもしれませんが、教育費用の負担の基本理念を、文部科学大臣、御説明ください。

北欧などでは、教育をベーシックサービスとして社会全体でコストを負担するとの思想から、学費自体の無償化を推進する国が多いです。米国などでは、学生個人が教育費用を負担する思想で、頑張つて学業成果を出せば返さなくてよい、公的及び民間の社会貢献としての給付型奨学金が充実しています。

日本では、収入要件などの認定の基準を家庭とする理由とその合理性は何か。修学支援制度の本来の受益者は学生なのに、そのコストを負担するのは家庭、親が想定されています。すなわち、受益者とコストの負担者がずれた制度設計となつていいるのはなぜですか。勉強に取り組む意欲にもマインスの影響が出るとの声もあります。文部科学大臣にお尋ねいたします。

国が運営する日本学生支援機構の奨学金の収入要件の認定において、学部生は生計維持者、親を含む家庭を基準とし、大学院生では本人を基準とするのはなぜですか。成人年齢は十八歳です。学部生から本人の経済状況を基準として、学生の学費権利を平等に扱うべきではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

日本では、先進諸外国と比べて、返さなくてもよい給付型奨学金の割合が低いのはなぜですか。民間でも、学生のために利子を優遇する教育ローンは複数存在します。政府や公的な奨学金は給付型奨学金を中心として給付型奨学金の対象をもつ

とともに広げて、民間による奨学金を税制優遇などで促進すべきではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

少子化対策として、また国民全体のニーズからも、支援の対象を三人以上の多子世帯とする合理性は低いと考えます。なぜ一人目からとしないのですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

三人以上の多子世帯の背景として、文部科学省の高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議が調査対象を結婚持続十五から十九年の夫婦と限定するデータを論拠として用いたのは、不適切ではないですか。二〇二三年調査で、全世帯のうち、児童なしが八割を超え、児童一人が約九%、児童二人が約七%、児童三人以上は二・一%にすぎず、本来なら一人目から支援することが理想ではないですか。客観的なデータで何があるべき姿かを論ずるのではなく、財源不足などを背景とする結論ありきのデータ活用であり、そのような有識者会議の運営も含めて、政府が全体として推進しているEBPM、客観的なデータに基づく政策決定に反するのではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

今回の法案ではまず三人以上でも、少なくとも近い将来、段階的にでも二人目、一人目へと支援を広げる計画ですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

人づくりは国づくり。教育は国の未来への投資です。修学支援の財源は、消費税に限定せず、広げるべきではないですか。財源が消費税のみでは修学支援の拡充が難しくなります。国が修学支援を消費税増税の正当化として利用することはないですか。文部科学大臣及び財務大臣にお尋ねいたします。

二〇二四年のOECDの調査によれば、日本の公的な支出の中で教育が占める割合は七・一%と、OECD加盟国で三番目に低くなつていま

す。日本は教育関係予算が大して増えず、一方で近年、防衛費が急増しています。米国から、さらに防衛費、GDP比三%との声も聞こえてきます。米国の一方的な要請に呼応、忖度して防衛予算を更に増やし、一方で教育予算が伸び悩むならば、国家予算のバランスが更に悪化して、国民のニーズに合わないと感じます。

教育は未来への投資です。学費負担が少子化の原因でもあり、教育の現場も限界で労働環境改善が急務です。国は教育関係予算をもっともとと抜本的に増やすべきでないでしょうか。文部科学大臣及び財務大臣にお尋ねいたします。

多子世帯以外の授業料等減免の対象要件である授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況が、世帯年収三百八十万円、私立理工農系のみ六百万円では低過ぎます。見直しが必要ではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

米国の求めに応じて、近い将来、我が国の防衛費をGDP比二%よりも増やす可能性はありますか。そのような政策を取る場合、財源は何ですか。高い教育費に加えて、昨今の激しい物価高。国民生活は逼迫しています。防衛費の更なる増加のために増税は絶対に行わないと言えますか。防衛大臣及び財務大臣にお尋ねいたします。明確にお答えください。

大学等の定員充足を修学支援の要件とすることは廃止すべきではないですか。大学等の経営状況は学生の修学支援とは別の問題です。学生の希望に沿った修学の機会を奪うおそれもあります。人口減に悩む地方の大学等の起死回生、再チャレンジのためにも見直しが必要ではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

大学等の定員割れによる取消しを猶予する要件

について、令和七年度からの制度改正案として、「同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合(首都圏大都市部を除く)」とする理由は何ですか。都道府県を単位とする合理性もないのでないでしょうか。曖昧な要件であり、誰がどのような手順で判定を行うのか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

人口減少、学生数の減少により、定員割れとなる大学等が増えています。大臣所信の、国公立を問わず、高等教育の全体の規模の適正化に向け、再編なども視野に入れて必要な対応を行うとは具体的に何をするのでしょうか。学ぶ権利や地方創生、雇用維持などを踏まえて具体的にどのような方針と手段で取り組むのか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

経営が悪化した私学の公立化の動きがあります。公的資金で支えるのにも限界があります。人材不足に悩む地域の企業、産業と連携をして、地域社会全体で、その地域それぞれの特色に合わせた教育、人材育成を行う環境を迅速に実現するよう、税制優遇などのインセンティブも含めて促進すべきではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

大学の学費値上げが相次いでいます。先日、私の事務所に学生団体が来訪し、約百五十億円あれば、近年行われた及び来年度行われる学費値上げを撤回できるとの試算を示し、窮状を訴えましました。学費値上げ撤回、回避のための予算を至急確保すべきではないですか。文部科学大臣にお尋ねいたします。

全国大学高専教職員組合によると、法人化以降、国立大学の運営費交付金は一三・一%、約千六百三十億円、国立高専の運営費交付金は約一

一%、約七十七億六千万円も減少しています。学費の値上げを回避するためにも、大学等の運営に不可欠な運営費交付金、特に人件費や光熱水費、日常の研究費などの基幹経費を大幅に増額すべきではないですか。文部科学大臣に見解を求めます。

これから支払う学費の免除だけでなく、現在奨学金を返済している方への救済策も検討が必要ではないですか。氷河期世代への救済策としても重要です。

地元の駅などで演説をしていると、親世代に加えて学生からも、大学まで無償化を是非とよく声を掛けられます。先週の朝も通学中の大学生から、数百万円の借金があるから是非無償化を実現してほしいとの悲痛な声、切実です。

中央労働協会の調査によれば、奨学金利用率は四五・二%、借入総額平均は三百三十八万円。多くの方が返済に不安を感じ、生活を圧迫しています。結婚を諦めるなど少子化の原因ともなっています。

返還免除制度の拡充について、国はどのような検討を行っていますか。少なくとも、返済中の有利子奨学金の利子分の免除や貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象とすることは早急に措置すべきではないでしょうか。文部科学大臣の見解を求めます。

結びに一言申し上げます。

人づくりは国づくり。教育は未来への投資です。政府・与党に教育への投資意欲が低く教育予算が増えないのは、未来に向けて国を発展させる長期ビジョンや未来世代への責任感が欠如している証左です。この問題は、若者とお年寄りのどちらを優先するかという世代間の競争や分断を招く

ものであつてはなりません。国民の暮らし全体を守る国の決意と実行が求められています。深刻な物価高への対策が進まないこともしかり、政府・与党、自民党に国民生活を守る決意がないのです。

私が子供の頃から少子高齢化が叫ばれていたのに、自民党を中心とした政府は無策であり、深刻な少子高齢化時代を迎えました。そして、今でも国民の大半が子育て支援環境や高い教育費、不登校の急増、教員不足を始めとする教育の現場の問題、年金、介護、医療、福祉に悩んでいます。

一方で、国民の不安をいたずらにあおって防衛費は急増させ、大事な国家予算を海外の企業にどんどんばらまき。平和はお金では買えません。腹の据わった平和外交が大事です。もし、米国新政府に付度してまでも防衛費をGDP比三%などに増加させ、増税も含めて更に国民生活を圧迫するのであれば、国民を搾取し、平和をも危うくする亡国政府とのしりを逃れられません。

国民生活を守るために精いっぱい誠実に働く政治に転換する、そのためには政権交代しかないと呼びかけて、私の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)
○国務大臣(あべ俊子君) 水野委員にお答えいたします。

まず、修学支援法の対象についてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、急速な少子化への対策が喫緊の課題である中、高等教育費の負担を理由として理想の子供の数を持てない状況を払拭することを目指したものであり、財源が限られている中、大学等が提供する教育役務等の対価としての性質

を持つ授業料、入学金の減免を優先することとしたものです。

また、令和六年度から、中間所得層の世帯のうち、特に負担軽減の必要性が高い多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等に支援の対象を拡大し、支援の崖の緩和を図ったところですが、この拡充は住民税非課税世帯に準ずる世帯への支援であり、現行法の範疇にあるため、法改正を行わなかったものです。

一方で、今回の制度改正は、多子世帯について所得制限なく支援を行うものであり、住民税非課税世帯に準ずる世帯への支援とは言えないことから、法改正が必要となるものです。

次に、教育コストの負担の在り方についてお尋ねがありました。

高等教育は、学生等のみならず、社会全体、便益をもたらすものであり、その費用負担については、高等教育の成果を受益する主体がそれぞれ負担することが適切と考えていますが、その負担割合については、公財政や家計の状況とともに、背後にある社会観、教育観、既存の制度に大きく左右されるため、様々な考え方があるところです。

このことは本年二月の中央教育審議会の答申においても指摘されており、高等教育に係る費用の分担については、関係者の理解を得ながら、個人負担と公財政支援の適正なバランスを追求していくことが必要と考えております。

次に、収入要件の判定基準についてお尋ねがありました。

高校卒業後、高等教育機関に進学した学生は定職に就いておらず、高等教育に係る学費については親が負担しているケースが多いことを踏まえ、家庭における年収により支援の判定を行っていま

す。このことは、大学等に係る修学費について、学生本人でなく家計において負担するものであるという世帯が八割程度いることを踏まえれば、一定の合理性があるものと考えております。

次に、収入要件の判定について、学部段階と大学院段階で扱いが異なることについてお尋ねがありました。

日本学生支援機構の奨学金について、学部段階の支援においては、先ほど述べたとおり、学生本人の年収で判定することとした場合、高校卒業後、高等教育機関に入学した学生は定職に就いていない方がほとんどであり、保護者の家計に依拠していることから、学生本人のみでなく、保護者の収入を含めて判定することとしております。

一方で、大学院生については、保護者の家計から独立性が高いことや、優秀な学生が家計負担を理由に大学院進学を断念しないようにするため、本人の収入で審査を行っております。

次に、給付型奨学金の拡充と民間奨学金の促進についてお尋ねがありました。

我が国における奨学金は、制度創設時から貸与型により支援を行ってきたところですが、平成二十九年度に初めての給付型奨学金を創設し、令和二年度に高等教育の修学支援新制度の導入により、給付型奨学金について支援対象を拡充してきました。

高等教育費の更なる負担軽減、支援の拡充については、まずは多子世帯への授業料等減免の拡充を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、論点を整理した上で十分な検討を行いつつ、取り組んでまいります。

また、民間による高等教育費の負担軽減として、企業等による貸与型奨学金の返還支援は、奨

学金返還の負担軽減の一つの方策として重要であると考えています。引き続き、企業等による代理返還制度を利用した場合の税制上のメリット等について大学や企業等に対して情報提供する等、周知広報に努めてまいります。

次に、子供の数が三人以上からの多子世帯を支援することの合理性についてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、高等教育費の負担を理由として理想の子供の数を持てない状況を払拭することを目指すものであり、三人以上を同時に扶養している期間が最も経済的な負担が重い状況であることから、財源が限られている中、負担が集中している期間の世帯を優先して支援することとしたものでございます。

次に、制度設計の論拠となるデータについてお尋ねがありました。

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査において、夫婦が結婚後十五年を経過すると追加出生がほとんど見られなくなることから、結婚維持期間十五年から十九年の夫婦の平均出生子供数を完結出生子ども数としているものと承知しています。

今回の制度改正において、少子化対策として有効な手段を検討する上で、夫婦の持つ子供数の理想と実際を比較するという観点から同調査を基に検討を行ったものであり、これは、客観的な情報、データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るとするEBPMの趣旨に沿うものであるというふうに考えています。

次に、子供の数が二人以下の世帯への支援についてお尋ねがありました。

大学の授業料など高等教育費については、子供が二人以下の世帯も支援すべきとの声も承知しておりますが、政府としては、まず制度を着実に実施に移し、その上で、教育の機会均等や少子化対策の観点からその効果を見定めつつ、引き続き高等教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次に、本制度の財源についてお尋ねがありました。

本制度は、制度として確立された少子化に対処するための施策の一つとして、消費税の収入を活用して財源を確保しております。今回の制度改正においてもこの枠組みの中で実施することとしており、希望者が全員支援を受けられる態勢を整えておくため、今回の多子世帯の対象を拡大しても対応可能なように、令和七年度予算案についても十分な予算を準備、確保しております。

その上で、本制度が恒久的な財源の下で安定的に実施できるよう定めているものであり、消費税を財源とする規定を見直すことは現時点では考えておりません。

次に、教育予算の拡充についてお尋ねがありました。

OECDのデータによれば、我が国の公財政教育支出は二〇二二年度で対一般政府総支出比七・一％であり、OECD平均一〇％と比べて低いことは事実であります。

教育は、子供たちの未来をつくる上で重要な役割を担うものであり、我が国の成長の源泉ともなる重要なものであると認識をしています。文部科学省としては、引き続き、必要な教育予算を着実に確保し、未来への投資である教育施策の推進に取り組んでまいります。

次に、支援の対象となる世帯年収の見直しにつ

この上で、今般の制度改正は、子育てや教育費により理想の子供の数、理想の数の子供が持てない状況が子供三人以上を理想とする夫婦で特に顕著であり、この状況を払拭するため、こども未来戦略に基づき、喫緊の課題である高等教育費の負担軽減のため実施するものです。

御指摘の世帯年収の見直しについては、文部科学省としては、まず本法案による制度改正を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、更なる負担軽減、支援の拡充についても論点を整理した上で、十分な検討を行いつつ取り組んでまいります。

次に、修学支援の要件についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度は、大学等の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するため、一定の教育や経営に関する機関要件を満たす大学等を対象機関としています。

機関要件については、大学等の経営困難から学生等を保護する観点から、令和六年四月より、収容定員の充足率の要件を満たさない学校については制度の対象外とする見直しを行ったところであります。

一方、この枠組みは維持しつつも、中央教育審議会における高等教育へのアクセス確保の議論も踏まえ、地域の経済社会にとって不可欠な専門人

材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から機関要件の見直しを行うこととしており、現在、省令改正の準備を進めています。

次に、対象機関の取消しを猶予する要件や判断の手順についてお尋ねがありました。

大学等の機関要件の見直しについては、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識、また技術を有する人材の養成を行う大学等への進学を希望する学生等への配慮を行う観点から、同一県内で代替進学先を確保することが困難な場合には確認取消しを猶予することを検討しています。

この手続は、各大学等からの申請に基づき、文部科学大臣が省令等で定める要件を満たしていると認める場合には対象機関の確認取消しを猶予する仕組みとなっており、詳細は省令改正後速やかにお示しすることを考えています。

次に、高等教育の規模適正化に関する方針と手段についてお尋ねがありました。

今後の高等教育施策においては、大学等の規模の適正化に向け、再編・統合の推進、縮小や撤退への取組に対する支援を行うとともに、地理的・社会経済的観点からアクセス確保策を講じ、教育研究の質を高めることが必要と考えています。

そのため、夏頃をめどに十年程度の工程を政策パッケージとして示し、地方における質の高い教育の実現を含め、速やかに具体的方策の実行に取り組んでまいります。

次に、地域社会全体で教育、人材育成を行う環境整備についてお尋ねがありました。

先月取りまとめられました中央教育審議会の答申においては、公財政支援や個人・保護者負担だけでなく、社会からの投資、支援の重要性につ

いても提言いただきました。

また、現在、関係省庁とも連携して、産業界が伴走した人材育成の在り方についても、地方創生の観点も重視し、その必要な分野も含めて検討しているところです。

文部科学省としては、地方の大学における地域を支える人材育成やイノベーション創出、さらには学生の学びが、国からの財政支援はもとより、地域の企業との共同研究や寄附講座、寄附金、企業等による奨学金の代理返還等の多様な財源に支えられ、一層豊かなものとなるような仕組みを構築してまいります。

次に、学費値上げの撤回のための予算措置についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、経済的な理由で学生が学びを諦めるということがないようにすべきと考えております。このため、機関支援と個人支援の両者を組み合わせながら予算確保に取り組むことが重要であると考えており、令和七年度予算案について、国立大学法人運営費交付金などの基盤的経費、また、低所得者世帯や多子世帯の学生等の授業料、入学金の無償化などに必要な予算を計上しております。

引き続き、高等教育費の負担軽減に取り組むとともに、大学の実情を把握しながら、各大学が安定的、継続的に人材の育成や教育研究を実施できるよう支援してまいります。

次に、大学等運営費交付金の増額についてお尋ねがありました。

大学等の運営費交付金などについて、昨今の人件費や物価の高騰などを踏まえ、国立大学法人については、令和七年度当初予算案について一兆七百八十四億円計上するとともに、令和六年度補正

予算において、設備の更新等として昨年度補正予算の約一・五倍となる百八十億円を確保し、両者を合わせて支援することとしております。

また、国立高等専門学校については、令和七年度当初予算案について、高専教育の充実のため、対前年度一億円増となる六百三十億円を計上するとともに、令和六年度補正予算において八十三億円を確保しています。

文部科学省としては、引き続き、大学等、教育研究環境の充実に取り組んでまいります。

次に、貸与型奨学金の返還負担軽減についてお尋ねがありました。

貸与型奨学金の返還については、様々な御事情により返還が困難な方に対してきめ細かい対応が必要と考えており、返還の猶予や月々の返還額を減額する制度等により負担軽減を図っているところです。

返還免除制度の拡充、有利子奨学金の利子分の免除、また、返還額を所得控除の対象とすることについては、既に返還を完了した方との公平性の観点や、経済困難にもかかわらず奨学金の貸与を受けずに大学等を卒業した方との公平性の観点などから慎重な検討が必要と考えています。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 水野議員から、修学支援の財源と消費税率引上げについてお尋ねがございました。

高等教育の修学支援については、平成二十九年十二月に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいて、少子化対策の一環として消費税財源を活用することとされ、大学等における修学の支援に関する法律においてもその旨が明記されております。

また、今般の多子世帯への拡充についても、こども未来戦略の既定予算の最大限の活用等の項目の中で、引き続き消費税財源を活用することとしております。その上で、こども未来戦略においては、加速化プランの財源確保について、消費税など、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わないことを明記しております。

次に、我が国の教育予算の規模についてお尋ねがありました。

この国の未来を担う人材を育成するため、教育は重要であると考えており、例えば教育費の負担軽減についても、これまで財源を確保しながら、幼少期から高等教育段階まで切れ目のない形で取り組んでまいりました。また、教育は子供一人一人に対するものであるとの観点から、御指摘のあった公財政教育支出を在学者一人当たりで見れば、日本は対一人当たりGDP比二一・八％となっており、OECD平均の二二・三％と比べ遜色のない水準であります。

引き続き、人口構成や財政状況なども踏まえながら、予算全体の中で教育費の負担軽減や教員の勤務環境改善などを含め必要な額を確保し、未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

最後に、今後の防衛費と財源についてお尋ねがございました。

現在、政府として、二〇三二年十二月に閣議決定した国家安全保障戦略を踏まえ、二〇二七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせた予算水準がGDPの二％に達するよう、所要の措置を講じてきております。

これは、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、我が国自身の判断として必要な防衛力の内

容を積み上げた上で決定したものであり、政府としては、引き続き、国家安全保障戦略などに基づき、我が国の抑止力、対処力の強化のため、防衛力の抜本的強化の取組を着実に進めていくことが重要と考えております。総理からもこれまで御説明してきたとおり、今後についても、我が国自身の判断で決定していくことは言うまでもございません。

また、防衛力を安定的に維持するための財源の確保については、防衛力整備計画において、二〇二七年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源及び二〇二三年度から二〇二七年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされており、こうした考え方に基づいて対応してまいります。

なお、二〇二七年度より後の防衛費につきましては、これまでも総理が説明されてきたとおり、何ら決まっているものではなく、その時点での安全保障環境などを踏まえ、今後何が必要かを検討し、実施すべき事項を積み上げることとなります。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇、拍手)

○国務大臣 中谷元君 水野素子議員にお答えをいたします。

防衛費をGDP比二%より増やす可能性、その財源等についてお尋ねがございました。

国家安全保障戦略では、二〇二七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせて、そのための予算水準をそのGDP比、GDPの二%に達するよう、所要の措置を講ずるということといたしております。

これは必要な防衛力の内容を積み上げた上で導き出したものであり、まずは国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の抜本的強化を着実に進めてまいります。

その上で、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙する中で、我が国の抑止力、対処力を強化するための取組を不断に検討し、進めていくことも当然であります。今後の我が国の安全保障に係る予算水準につきましても、我が国自身の判断で決定してまいります。

また、防衛力整備計画において、二〇二七年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源の確保につきましても、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入の両面におきまして所要の措置を講ずることとされており、こうした考え方に基づいて対応してまいります。

なお、このうち税制措置に関しては、令和五年度税制改正大綱等で定められた枠組み以上のことについては何ら決まっているものではございません。(拍手)

○議長 関口昌一君 金子道仁君。

(金子道仁君登壇、拍手)

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。

会派を代表して、大学等における修学支援に関する法律の一部を改正する法律案について御質問いたします。

私たち日本維新の会は、結党以来、教育無償化を訴えてまいりました。全ての子供たちが経済的な理由に左右されることなく、自分の力を伸ばし、可能性を広げられる環境を整えること、これが私たちの目指す社会の土台です。

来年度予算には高校の授業料無償化のための費用が盛り込まれましたが、無償化はあくまで手段であり、ゴールではありません。子供たち一人一人が自分の人生を考え、選び、決めていく力を育てていくこと、そして、全国どこでも、どこに住む高校生でも多様で質の高い教育を受けられる社会づくりをすることが真の目的です。将来のビジョンの見えないそのままの無償化には意味がありません。

高等教育の無償化を一步前進させる本案についても、その意義を十分に検討する必要があると思います。まず、目的規定の修正と所得制限の撤廃についてお伺いします。

これまで真に支援が必要な低所得者世帯に対し経済的負担の軽減の支援を行い、少子化対策に寄与するとしていた目的規定に、多数の子等の教育費を負担している家庭への支援を追加し、子育て世帯の教育費負担を社会全体で負担し、子育てしやすい社会を実現することが明記されました。そして、所得に関係なく理想の数の子供を持てるように、少なくとも大学の教育費を理由に子供を諦めることがないようにするという趣旨で本制度改正が行われたことを理解しております。この修正には大いに賛同いたします。働いて世帯所得が上がるほど子育て費用が増す制度では、働く意欲がそがれ、理想の子供の数を諦める要因にもなり得ます。

そこで、まず、あべ大臣にお伺いします。

教育、子育て支援という同じ目的を持つ制度でもいまだに所得制限が残っているものがあります。制度ごとにも所得制限の有無があるということ、子育て世帯に混乱をもたらします。徹底した行財政改革による財源確保を前提とした上で、教

育、子育て支援政策全般において所得制限を段階的に撤廃していくお考えでしょうか。

次に、教育無償化の優先順位について、EBPM、証拠に基づき政策立案の観点から、三原大臣にお伺いします。

今回の多子世帯の大学授業料無償化の背景には、三人目を断念する理由の第一が子育てや教育の費用であるという調査結果があります。しかし、その理由は大学授業料かどうかは明確ではありません。大学の授業料が高額であることは事実ですが、それ以前の段階にも大きな経済負担があります。例えば、夫の年収が三百五十万、妻の年収が三百万の共働き世帯で、世帯年収が六百五十万、手取りが約五百万の家庭でも、〇―二歳の保育料だけで年間七十万以上掛かるということがあります。

子育てのどのステージの経済負担が少子化に最も悪影響を及ぼしているのかデータ分析をして、無償化の優先順位をはっきり判断すべきではないでしょうか。

続いて、大学等修学支援法の対象となる大学等の範囲についてお伺いします。

現在は、教育面、また経営面で一定の要件を満たした大学等が対象とされますが、その要件は比較的緩やかな設定だと理解しています。

今後、大学等修学支援法の対象となる学生の拡大を検討する場合、対象となる大学を、例えば国際卓越研究大学のように、日本の国際競争力に資する研究大学として既に認められた大学等に限定するなど、対象となる大学の範囲を絞っていくことは検討されるのでしょうか。大臣にお伺いいたします。

大学等修学支援法の対象となる大学の情報開示についてお伺いします。

前述の要件を満たした確認大学及び確認が取り消された大学等の情報は文科省のホームページに掲載されていますが、受験生にとってはとても、非常に分かりにくく、知らずに進学した大学等が無償化の対象外であったという事態も想定されます。

例えば、無償化の対象となる確認大学等には認証マークを付与するなど、進学先が無償化の対象か否かという、受験生にとっては重要な情報が分かりやすく提示されるような工夫が必要なのではないでしょうか。文科大臣にお伺いします。

今回の大学等修学支援法改正に伴う多子世帯に対する大学等の無償化は、令和五年十二月に閣議決定されたことも未来戦略加速化プランの一部であり、その財源は、既存予算の最大限の活用が一・五兆円、そのほか、二〇二八年までに社会保険の歳出改革を徹底して公費の削減が一・一兆円、社会保険負担軽減が一・〇兆円、合わせて三・六兆円としています。そして、徹底した社会保障改革の工程が既に策定されております。

この閣議決定から既に一年以上が経過しましたが、この改革工程の現状はどうなっているのでしょうか。また、社会保険の歳出改革の徹底により、現在どれくらいの財源が捻出されているのでしょうか。三原大臣にお伺いします。

我が党は、徹底した行財政改革により教育無償化の財源を捻出することを訴えてまいりました。現役世代の負担をこれ以上増やすことなく、また負担を次世代に先送りすることもなく、次世代育成のための財源を捻出するためには、徹底徹底と繰り返される言葉以上の行財政改革の断行が必要です。

我が国は、金利のある世界に戻り、今後は国債

利払いの急増による財政の硬直化が予測される中、行財政改革のために党派を超えた協力が必要であると考えますが、加藤大臣の見解をお伺いします。

次に、職業教育の在り方について質問します。

限られた予算の中で職業教育を効果的に実施するため、職業教育については、大学等だけではなく、専門学校や各省所管の職種別大学校も含めて、各教育機関の役割の再定義が必要なのではないでしょうか。所管が異なり、縦割り行政の弊害が生じ、各教育機関がばらばらに動き、職業教育のための予算が非効率的に執行されることは絶対に避けるべきではないでしょうか。文科大臣にお伺いします。

最後に、少子化に伴う大学数の適正化と教育機会確保についてお伺いします。

今年二月に出された高等教育に関する中教審答申「我が国の「知の総和」向うの未来像」では、三つの政策目標として、質の向上、規模の適正化、アクセスの確保が挙げられ、これらの目標はトレードオフの関係にあるとされました。

高校卒業生数がバブル期の半分以上となった現在でも、大学数は最大を更新しています。私立大学の半数が定員割れを起こす中で、無償化を進めると同時に、大学数の適正化、社会的に適切かつ必要な教育機会の量的検討は避けて通れない課題です。

他方で、教育機会の都市部への一極集中を避け、全国どこでも多様で質の高い教育機会が確保される配慮、地理的観点からの教育機会の均等も非常に大切です。

文科大臣にお伺いします。中教審の答申では、撤退、規模縮小の支援も議論されていると存じま

すが、工程やその考え方を教えてください。また、少子化が進む地方でも、多様で特色ある質の高い教育機会を確保するための方策について、考えをお聞かせください。

最後に、子供一人一人が大切にされ、生まれてきてよかったと思われる社会、どこにいても、どんな環境に生まれても、その人の特徴が発揮される多様で質の高い学びの機会が備えられている社会をつくるのが思いやりと活力に満ちた真に豊かな国づくりにつながり、世界にも貢献できる道だと考えます。

日本維新の会は、これからもその実現に向けて丁寧に議論を重ねていくことを申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)
○国務大臣あべ俊子君 金子議員にお答えいたします。

まず、教育、子育て支援政策における所得制限についてお尋ねがありました。各制度における所得制限の在り方については、個々の制度の目的や支援方法等に応じてそれぞれ判断されるものと考えております。

今般の多子世帯における大学等の授業料等の無償化については、三人の子供を持つ家庭にとって最も経済的に厳しい状況にあるのが三人同時に扶養している期間であることを考慮し、財源が限られている中、このような内容に設定したものであります。

今後とも、それぞれの制度の目的や支援方法などを踏まえながら、教育費の負担軽減に係る取組の充実に努めてまいります。

次に、対象となる大学の範囲についてお尋ねが

ありました。高等教育修学支援新制度は、経済的理由により教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある世帯への支援を行うことを目的とするものです。

その上で、大学等の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するために、一定の教育や経営に関する要件を満たす大学等を対象機関としております。

文部科学省としては、今後とも、支援を受ける学生がしっかりと学べるよう取り組んでまいります。

次に、無償化の対象となる大学等の周知についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度において支援対象となる大学等について、進学を希望する高校生等に分かりやすく示すことは重要と考えております。

本制度の対象となる大学等については、文部科学省のホームページにおいて、毎年八月に翌年度対象となる大学等の一覧を掲載の上、SNS等も活用しながら公表した旨の周知を行うとともに、また、各学校のホームページで要件を満たしている旨を自ら公表することとしており、引き続き、高校生やその保護者に対し、支援対象校の周知を丁寧に行ってまいります。

また、職業教育について、各教育機関の役割についてお尋ねがありました。

我が国について、医療や福祉、工業などの社会基盤を支える必要不可欠な人材を確保していくため、職業教育の果たす役割は極めて大きいと考えています。

職業教育を含む各高等教育機関の役割については、社会の変化やこれまでの施策を踏まえ、本年

二月の中央教育審議会答申で改めて示されたところ
です。

また、専門高校は、我が国の産業を担う人材の育成や地域の発展を支える役割を担っており、各省所管の大学校については、各法令に定めた目的に基づいた教育訓練を担っているものと承知しております。

多様な職業教育を充実させるため、それぞれの教育機関が特色と強みを生かし、社会の変化を見据えて自らのミッションを再定義しつつ、社会の期待に応えていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、高等教育の規模適正化に関する工程や考え方についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、高等教育の規模の適正化を図りつつ、アクセス確保策を講じるとともに、教育研究の質を高めることが必要と考えています。

そのため、夏頃をめどに十年程度の工程を政策パッケージとして示し、地方における質の高い教育の実現を含め、速やかに具体的方策の実行に取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣三原じゅん子君登壇、拍手)

○国務大臣(三原じゅん子君) 金子道仁議員の御質問にお答えをいたします。

子育てにおける経済負担についてお尋ねがありました。

国立社会保障・人口問題研究所の調査結果によると、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかるからという経済的理由が約五割となっておりますが、子育てに係る

経済的な負担だけでなく、精神的、身体的な負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、どのライフステージにおける経済的な負担が少子化に最も影響を与えているのかをお答えすることは困難と考えています。

こども未来戦略の加速化プランにおいては、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を図る観点から、長期にわたり子育て世帯への支援が実施できるよう、児童手当の抜本的拡充や、出産などの経済的負担の軽減に加え、一般の法改正を含む高等教育費の負担軽減も盛り込んでいます。

政府としては、まず、三・六兆円と前例のない規模で子ども・子育て政策を抜本的に強化した加速化プランをこの四月から本格的に着実に実施し、子ども・子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援策の財源確保の取組についてお尋ねがありました。

こども未来戦略の加速化プランの財源確保の取組のうち、歳出改革については、一昨年末に閣議決定した全世代型社会保障制度の構築に向けた改革工程における医療・介護制度などの改革を実現することを中心に取り組むこととしており、各年度において改革工程に示された各項目の実現を図る中で、子ども・子育て財源の確保につなげているところでございます。

こうした取組の結果、令和五年度から七年度において、歳出改革などによる公費節減効果で〇・六兆円程度、社会保険負担軽減効果で〇・四兆円程度が確保されるものと承知しております。

以上です。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 金子議員から、教育無償化の財源についてお尋ねがございました。

今般の自民党、公明党、維新の会による三党合意では、いわゆる高校無償化、給食無償化、高等教育の支援など始めとする各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保すると、また、三党の枠組みで合意事項の実現に責任と誠意を持つて取り組むとされているものと承知をしております。

政府としても、全ての若い世代に対して、多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、こうした方針に沿って安定財源の確保を含め、検討していきたいと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 伊藤孝恵君。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案について質問します。

なぜ、あなたは大学等で学ぶのか。

私たちは、この法律に立法院の真意と期待を添えて、子供たちの元に送り出す必要があります。

そして、それは我が国で生きる全ての子供たちに向けられるべきものであり、親の所得や兄弟の数

が分断要素となつてはいけません。

あべ文部科学大臣に伺います。

高等教育の修学支援新制度のみならず、高等学校等就学支援金や高校生等就学給付金、義務教育段階の就学援助など、教育費の負担軽減策には所

得制限のあるものが多数ありますが、その金額や根拠に一貫性はありません。

資産の有無や、不登校、介護や障害のある兄弟のケアなど、家庭内にある困難度を加味しない、収入のみに着目した所得制限は、再配分政策として適当ではないと指摘する識者もいます。

子供の学びや育ちに線引きは必要ありません。制度を抜本的に見直す必要があると思います。御所見を伺います。

次に、政策決定までのプロセス及び立法事実について伺います。

二〇二三年六月に閣議決定されたこども未来戦略方針では、二〇二四年度から多子世帯や理工農系の学生等の支援を世帯年収およそ六百万円の間層に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等の減免について更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずるとの記載にとどまっていたところ、十二月のこども未来戦略会議では、多子世帯の所得制限撤廃の方針が提示されました。

半年間で一体どのような検討がなされたのか。特に、多子世帯の生活困窮度と子供の進学率の数字的根拠を用いて、文科大臣、御説明ください。

学校基本調査によれば、昨年度の大学進学者は六十二万八千七百六十六人、進学率は五九・一％と過去最高を更新しました。数字を押し上げているのが、出身高校の所在地が四十七都道府県にはない、その他に分類される外国の学校卒業者等の二万一千四百十人で、前年よりおよそ六千人増加をしています。校種別に見ると、国立大学は五十一人、公立大学は二人であることから、私立大学による受入れが大半であることが分かります。

また、都道府県別で進学率一位の東京は七四・二％、四十七位の沖縄は四六・七％と、各自治体において独自の教育費負担軽減策が進められた結果、地域間格差が拡大しています。

各教育段階において、どのような支援を国が全国に均等で保障すべきで、どのような支援を地方自治に基づく判断に委ねるべきか、国と地方の役割分担及び外国の学校卒業者等の急激な増加に係る認識について、文科大臣の答弁を求めます。

地域間格差は、生活保護世帯の進学率にも顕著に表れています。現行の制度では、生活保護を受けながら子が大学等に進学することは認められておらず、世帯分離をすることになります。結果、当該子が生活保護の受給対象から外れ、保護費の支給額が減少することが進学を妨げています。

厚生労働省の調査によれば、石川県のように進学率が五割を超える都道府県がある一方で、隣接する福井県では二割を下回り、最大で四倍近い地域差があります。一般世帯の進学率も都道府県格差があるものの、その差は最大一・三程度であることから、この数字がいかに特異であるかが分かります。

本法律の趣旨に鑑み、困窮家庭を支援する団体や大学の支援体制など、格差の要因分析と改善が急務だと思われませんが、文科大臣の御見解を伺います。

生活保護世帯の進学の理不尽や、海外に比べて著しく見劣りするGDPに占める公財政教育支出の割合は、教育無償化の本質的な意義が次世代への人的投資、たという認識が共有されていないことに起因します。

質の高い教育を受けた子供たちは、やがて経済的自由のある納税者になります。また、その効果

は次の世代にも及び、持続的な経済成長の基盤となることが近年の研究で明らかになっています。

また、経済界においても、人的資本投資と株価のプラス相関を示した定量分析も進んでおり、教育支援と税収や潜在成長率との相関を示すことも可能です。

加藤財務大臣及び赤澤内閣府経済財政政策担当大臣に、国による調査研究の必要性について認識を伺います。

しかし、教育支援は個の豊かさのみならず、我が国のイノベーションの促進と労働生産性の向上、さらには社会保障費用の抑制など、財政基盤を強化する投資としての性格を持つと考えますが、文科大臣及び財務大臣の御見解を伺います。

二〇〇〇年代に入ってから、我が国が社会保障費の増大を言い訳に教育や研究予算を減らす中、アメリカ力は二・七倍、韓国は五・三倍、中国は二四・五倍もの投資を子供たちや若者たちにしてきました。今や中国は、先端技術ランキング全四十四項目のうち三十七項目で一位です。

人しか技術やサービスは生み出せません。一つの優れた技術が企業となり、産業となり、雇用や競争力が生まれ、経済を成します。

今般の高校授業料無償化の財源は行財政改革で捻出することですが、大学運営費交付金を削減は必ず基礎研究に支障を来します。高等教育、特に博士課程の日本人学生への支援を削れば我が国のイノベーションの種はついでます。今後の行財政改革の方向性について、文科大臣及び財務大臣に答弁を求めます。

修学支援新制度の二〇二五年度予算案についても伺います。
国と地方の所要額は七千二十五億円とされ、そ

のうち多子世帯の所得制限撤廃には二千六百億円を要するとされる一方で、二四年度予算の金額と二五年度予算案の金額差は一千九十四億円と、多子世帯の所得制限撤廃以外の既存部分の予算が縮減をされています。具体的にどの支援区分が縮減されているのか、また、どのような理由で縮減されたのか、財務大臣に積算根拠の説明を求めます。

二〇一九年の制度創設時、国会審議において政府は、低所得者世帯の進学率を後押しする、今回対象となる住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の進学率は現状四割であります。これを全体の進学率八割まで上げることを目指していくと答弁をされています。六年目の春です。進学率はどうなりましたか。また、二五年度予算案の既存部分の予算縮減に伴い、進学率の目標は後退していませんか。文科大臣に確認をします。

平成元年と比べて、現在、国立大学の授業料はおよそ二十万円、私立大学の授業料は文系およそ三十五万円、理系およそ五十万円値上げされ、奨学金受給率は二一・八％から四九・六％に跳ね上がりました。

一方で、世帯年収は四百七十一万円から四百四十万円に下がり、国民負担率は三七・九％から四六・八％に上がり、貯蓄ゼロ世帯は六・七％から二三・一％に上昇しています。特に二十九歳以下の税負担率は、一九九六年から二〇二二年の二十六年間で一七・七％から三〇・四％と、ほぼ倍増です。

理想の子供を持たない理由に、子育てや教育にお金が掛かり過ぎるからと答えた夫婦の数は、一九九二年の三〇・一％から二〇二一年は五二・

六％に大幅に増えました。手取りは増えないのに負担ばかり増やした政治の失策です。

政府の今後の手取りを増やす経済政策、具体的な可処分所得及び可処分時間の増加策を内閣府経済財政政策担当大臣に伺います。

必要な政策を財源論を理由に着手できないうちに我が国からは子供が消えます。子供が消えるということは、イノベーションも可能性も、そして国も消えるということです。

国民民主党は、用途を教育や研究に限定した教育国債を提案しています。教育国債で教育予算を賄った場合、受益者が債務返済者となることから、将来世代への負担の先送りにはなりません。財務大臣に伺います。

現在、財政法で認められているのは橋や道路を造るための建設国債のみですが、政府はそれを育英会や大学ファンドに流用しています。それらの予算規模及び流用はいいのに、教育国債は駄目な理由について教えてください。

最後に、AIなどの進歩によって、記憶された知識は相対的に下がっています。記憶された知識の価値、これが相対的に下がっているのが今です。近未来では、学力とは偏差値ではなく、プロンプト、つまりAIに対して指示や質問する力のことになるかもしれません。自らが問いを立て、データを基に考え、判断し、行動する力は、受け身の進学の延長にはありません。

社会は課題にあふれています。それを解決しようとする主体性や当事者性を子供たちが今日もそれぞれ学びや育むとともに、人生を豊かにする出会いと経験がそこにあることを願いつつ、私の質問を終わります。(拍手)

(「国務大臣あべ俊子君登壇、拍手」)

○国務大臣(あべ俊子君) 伊藤委員にお答えいたします。

まず、所得制限の見直しについてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、所得に関係なく理想の子供の数を育てるよう、少なくとも高等教育費を理由として子供を諦めることがないようにすることを目的としたものであり、この趣旨に照らして所得制限を設けないこととしています。一方、各種の制度における所得制限については、それぞれの制度の目的や支援方法を踏まえて設定しているものと考えます。

次に、多子世帯支援の所得制限撤廃に係る検討経緯についてお尋ねがありました。

令和五年六月のことも未来戦略方針においては、執行状況や財源などを踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免の更なる支援拡充について、対象年収の拡大等を検討し、必要な措置を講ずることとされました。

同方針に基づき、その詳細を政府部内で検討した結果、子育てや教育費により理想の子供の数を持てない状況は三人以上を理想とする夫婦で特に顕著であることに加え、子供三人以上の世帯の八割以上で進学後にアルバイトを不可欠又は必要と考えていることや、子供三人以上の世帯の奨学金への応募割合が子供二人以下の世帯を上回っていることなどを踏まえ、同年十二月のことも未来戦略会議において、先ほど述べた趣旨に照らし、所得制限なく支援を行うことについて、ことも未来戦略として示したものです。

次に、教育費の負担軽減策における国と地方の役割分担及び国内の大学進学者数に占める外国の

高校卒業者等の急激な増加についてお尋ねがありました。

教育を含め、子ども・子育て施策においては、一般に国と地方が車の両輪となって取り組んでいくものであると考えており、基盤となるべき施策や全国一律で行うべき施策については国の関与が、国の施策に上乗せする部分や地方の実情に応じて行うべき施策について自治体の創意工夫が、それぞれ重要であるというふうに認識しております。

令和五年十二月に閣議決定したことも大綱においても国と地方との連携をうたっており、全国どの地域でも必要な施策の強化が図られることが重要であると考えております。

また、大学への進学者に占める外国の高校等を卒業した者等の割合が増えているという御指摘につきましても、例えば海外の高校を卒業した日本人の国内大学進学が増加している場合等、各大学により様々な状況が考えられると承知しています。

次に、生活保護世帯の進学率における地域間格差の要因分析と改善についてお尋ねがありました。

住んでいる地域によらず、経済的理由により進学を諦めることがないようにすることは重要であるというふうに考えております。高等教育機関への進学率に係るこの地域間の差については様々な要因があると考えておりますが、本制度を知らないために進学を断念してしまうことがないよう、特にその周知を丁寧に行うことが重要であると考えております。

また、本年二月の中央教育審議会の答申においては、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学を諦めない社会を実現するためには、質の高

い高等教育へのアクセスについて、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要があるとされております。

文部科学省としては、引き続き本制度の周知に努めるとともに、この答申も踏まえつつ、生活保護世帯の子供も含め、経済的状況により進学を断念することがないよう、教育費負担の軽減も含め、質の高い高等教育へのアクセスの確保に取り組んでまいります。

次に、教育投資の持つ性格についてお尋ねがありました。

教育投資がもたらす効果には、例えば所得の向上、国際競争力の向上のほか、税収の増加、社会保障費の支出抑制など、経済的な効果が考えられます。加えまして、こうした経済的な効果にとどまらず、新たな価値の創造や共生社会の実現など、社会の持続発展に寄与する効果もあると考えられます。

文部科学省としては、引き続き、必要な教育予算を着実に確保し、未来への投資である教育施策の推進に取り組んでまいります。

次に、高校授業料無償化の財源についてお尋ねがありました。

高等学校等就学支援金制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としており、これまでに所得制限を設けることで捻出した財源を有効活用して支援を充実してまいりました。

今般の自民党、公明党、日本維新の会の三党間の合意においては、いわゆる高校無償化について、令和八年度予算編成過程において成案を得て実現する、政府全体で徹底した行財政改革を行う

ことなどにより安定財源を確保するとされており、引き続き三党の枠組みの中で合意内容の実現に取り組まれているものと承知しております。

文部科学省としては、その状況を踏まえつつ、高等教育全体にとって意義のあるものとなるよう、今後検討を進めてまいります。

次に、低所得者世帯の進学率の目標についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度は、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、低所得者世帯の進学率が全世帯の進学率に達することを目指し、これまで低所得者世帯の学生等に対し支援を行ってきたところです。また、本制度の導入前である平成三十三年度の住民税非課税世帯の進学率は約四〇％にとどまっておりますが、本制度導入後の令和五年には約六九％まで大きく向上しているところであり、全世帯の進学率である約八割には達していないものの、本制度は低所得者世帯の高等教育機関への進学に寄与しているものと考えております。

二〇二五年度予算案では既定予算の見直しを行いました。低所得者世帯の進学率が全世帯の進学率に達することを目標としていることにより、低所得者世帯への支援も含め、必要な予算を確保しているところでございます。

以上です。(拍手)

(「国務大臣加藤勝信君登壇、拍手」)

○国務大臣(加藤勝信君) 伊藤議員から、教育の効果に関する調査研究の必要性についてお尋ねがございました。

この国の未来を担う人材を育成するため、教育は重要であり、EBPMの観点から、事実とデータに基づいた政策議論をしつかりと行い、教育支援の在り方を議論することは重要であります。

持続的な経済成長などにつなげていくため、どのような教育を行うことが有効であるかといった観点からの調査研究についても、文部科学省等の関係省庁において検討されていくものと承知しております。

次に、教育支援の投資としての性格についてお尋ねがございました。

教育支援については、この国の未来を担う人材を育成することで、イノベーションを促進し、日本経済の活性化と成長を加速させるものであり、人的な投資という観点からも重要なものと考えております。

教育支援の在り方を考える際には、その支出の多寡のみならず、人的な投資という観点も踏まえ、効果的に活用され、教育の質の向上につながるものとなっているかなどを検証し、PDCAサイクルを回していくことも重要と考えております。

次に、いわゆる高校無償化の財源についてお尋ねがありました。

今般の自民党、公明党、維新の会による三党合意では、いわゆる高校無償化について、骨太方針二〇二五の策定までに大枠を示した上で、令和八年度予算編成過程において成案を得て実現する、政策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保するとされていると承知しております。政府としても、こうした方針に沿って検討していきたいと考えております。

なお、国立大学法人運営費交付金や博士人材への支援についても、教育研究環境の整備やイノベーションの創出等に向けて、関係省庁とも協議をし、適切に対応してまいります。

次に、修学支援新制度の積算根拠についてお尋ねがありました。

令和七年度における修学支援新制度の所要額は、国、地方を合わせて七千二十五億円となっております。この積算根拠については、多子世帯への支援拡充に要する経費として二千六百億円程度の増額を見込みつつも、こどもの未来戦略において既定予算の最大限の活用などにより財源を確保することとされていることを踏まえ、従来計上されております学資支給金補助金、授業料等減免費負担金、授業料等減免費交付金について、予算の執行状況を勘案して所要額を計上した結果、国、地方を合わせた所要額は対前年度で一千百十七億円の増額となっているものであります。

最後に、教育分野の財源としての国債発行についてお尋ねがありました。

建設国債は、財政法第四条において、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てる場合に限りて発行することが認められており、令和七年度予算では、文教関係費約四・二兆円のうち、建設国債の発行対象となっている経費は約〇・二兆円となっております。

この中には、学校施設整備費などのほか、御指摘の育英事業費も含まれておりますが、これは大學生への無利子奨学金の予算であり、建設国債の対象経費である貸付金であって、流用との御指摘は当たらないと考えております。

その上で、教育分野一般の財源として教育国債を発行することについては、子供たちに負担を先送りすることにならないよう、安定財源の確保や財政の信認確保などの観点から、慎重に検討する必要があると考えております。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)

○国務大臣(赤澤亮正君) 伊藤孝恵議員から二問お尋ねをいただきました。

教育投資の効果に関する調査研究の必要性についてお尋ねがありました。

高等教育の質向上や教育費の負担軽減を推進する上では、教育投資がもたらす効果を分析、検証し、それらを国民の皆様にお示していくことは重要であると認識をしております。

これまで政府としても、調査研究の実施を含め、高等教育が賃金や税収等に与える影響等の分析を行ってきたところと承知をしておりますが、引き続き、関係省庁と連携して、教育投資の効果把握により一層努めてまいりたいと考えています。

次に、手取りを増やす経済政策についてお尋ねがありました。

石破内閣では、賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、可処分所得の向上に向けて大幅な賃上げを促すとともに、取引の上流から下流まで適切な価格転嫁や生産性向上を実現し、人材、経営基盤を強化する事業承継やM&Aを後押しいたします。

あわせて、基礎控除の引上げ等の一般的な税制措置を講じるとともに、子育て支援を強力に推進し、現役世代の負担を軽減しつつ、誰もが年齢にかかわらず能力や個性を生かして支え合う全世代型社会保障を構築してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 吉良よし子君。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。私は、会派を代表して、大学等修学支援法改正

案について文部科学大臣に質問をいたします。

本法案は、高等教育費により理想の子供数を持たない状況を払拭するためとし、授業料の無償化などの支援対象を多子世帯へと拡大するとしています。しかし、なぜ拡大する範囲を多子世帯、三人以上の子供のいる世帯に限定するのですか。三人産まなければ支援しない、とにかく産めという姿勢は、余りに上から目線ではありませんか。

しかも、政府の言う多子とは、親が扶養する子供が三人以上であることが条件です。例えば、上の子が就職し、親の扶養から外れ、扶養する子供の数が二人以下になった途端、たとえ在学中であつても下の子の支援は打ち切り、対象外になってしまいます。こんな理不尽な線引きは直ちにやめるべきではありませんか。

何よりも、今学生が求めているのは、高過ぎる学費に焦点を当てることです。国立でも私立でも学費の値上げが相次ぐ中、値上げではなく値下げ、学費の無償化こそ目指してほしいと学生たちが声を上げています。

二月十三日、学費の値上げ反対の声を上げ、院内集会に集まった学生からは、今の年間五十三万円の授業料が大きな負担、学費が払えず既にキャンパスから去るしかなかった友人がいるという涙ながらの訴えもありました。

石破首相は三月十四日の予算委員会で、経済的理由で教育が受けられないことはあってはならないと答弁されました。であるならば、すぐにでも、相次ぐ学費の値上げを止め、学費の値下げに踏み出して大学無償化を目指すべきです。学生の学ぶ権利を阻害している高過ぎる学費を無償にしていくこそが最大の修学支援だと思いませんか。お答えください。

二月十三日の院内集会では、現行の支援制度は到底困窮学生を救うという理念にかなうものではありませんという指摘も学生から出されました。例えば、親の収入は全く変わらないのに、上の子が卒業して扶養から外れ、親に対する課税額が変わったことにより支援が打ち切りとなった事例があります。収入が変わっていないのに、本人の努力ではどうすることもできない家庭の扶養状況や課税額の変化で支援が停止したり打ち切られたりしてしまうことは不合理ではありませんか。大学在学中、支援が途切れることなく安心して学び続けることができるようにすべきではありませんか。

更に問題なのは、成績要件です。修学支援新制度は、学生個人に対し、特に優れた者とする成績要件が課され、授業への出欠や単位の取得状況、成績評価の結果、処分等の状況に応じて警告を発し、さらには支援を打ち切っています。成績評価については、GPAで下位四分の一という相対的な順位付けで評価をしており、本人の努力を公正に評価しているとは到底言えません。支援を受けていても生活費が足らず、アルバイトをせざるを得ず、学業成績が基準に達しないなどの事情は生じ得ることです。

学生たちも、仮に支援を受けられたとしても、生活費などを賄うためにバイトをせざるを得ず、勉強時間が奪われ、学業要件が満たせなければ更にバイトの負担が増えるという立場に学生が追い込まれますと訴えています。

政府は、本法案の成立、施行に合わせ、更に取得単位数、授業の出席率の基準を引き上げる成績要件の厳格化を実施していますが、こんでもありません。厳格化などではなく、成績要件は今すぐ撤廃するべきではありませんか。

また、修学支援新制度は大学にも機関要件を課しています。勉学が職業等に結び付くことが必要として実務経験のある教員による授業科目の基準を設けているほか、二四年度からは私学の理工農系学部のみ中間層への支援を拡大するなど、政府の方針に従う大学と従わない大学を選別しています。さらに、収容定員割れしているなど、経営に問題があるとされる大学等も支援対象から排除しています。しかも、二〇二四年度から、三年連続収容定員が八割未満になっただけで対象外とする厳格化まで実施しています。

このように、修学支援制度を使って大学を差別選別、排除し、何の責任もない学生に負担を強いる機関要件は余りに不当です。廃止すべきではありませんか。

定員が埋まっていないことをもって、その大学自体の質がないとか、あるいはその努力が不足しているといコールで結ぶことなどはできません。現在、経営が厳しい私立大学などの多くが地方の中小規模の大学です。それらの大学を修学支援の対象から外せば、更に学生が集まらなくなり、定員割れがますます進み、大学の再編、淘汰が加速しかねません。地域社会で奮闘している地方の中小規模大学を苦境に立たせ、大都市圏と地方の教育格差を更に拡大させることを見過ごすわけにはいきません。

厳しい機関要件自体が地方に暮らす若者の進学環境をより一段と悪化させてしまうと思いませんか。こうした大学を修学支援の対象から外すのではなく、地方の中小大学にこそ手厚い支援をすべきなのではありませんか。

学生たちは、学費値上げの背景に経営難があることを知っています。政府への要請書の中でも、

私たちはこの問題を取り上げ、大学等と闘う中で、学費の値上げの背景に経営難があることを察知しました、国からの支援がなければ大学等は学費値上げせざるを得ない状況にますます追いやられていくことに気が付きましたと述べた上で、学費の値下げや給付奨学金の拡充とともに、国が国立大学運営費交付金、私学助成などの基盤的経費を増額することを求めています。

国大協も、もう限界ですと基盤的経費の増額を切実に求めています。私立大からも、私学助成の増額を求める声が毎年のように上がっています。この現場の声に応え、大学への基盤的経費を増すべきではありませんか。

あわせて、大学の入学金についても伺います。今や、入学金制度は日本にしかありません。国立で二十八万円、私立で二十四万円もの額は大きな負担です。しかも、入学しなかった大学にも支払っている実態があります。民間の入学金調査プロジェクトの調査によれば、入学しない大学にも入学金を支払う二重払いを受験生の約二七％が経験し、入学金を考慮し受験する大学を諦めた人を含めれば四割が二重払いの当事者だと指摘されています。学生の受験機会の不平等を生み、学問選択の自由を奪っている入学金は廃止すべきではありませんか。お答えください。

何よりも、学費の在り方や、修学支援の在り方を議論するのであれば、その当事者である学生の声を真つ先に聞くべきです。各大学が学費の値上げを決める際も、当事者である学生の声が全く聞かれないうまま議論が進んでいることに怒りの声が上がっています。東京大学は、学生が大学にいない夏休みの間に学費値上げ案を発表しました。中央大学は、九割以上の学生が値上げ計画を知らない状態のまま値上げが進められています。

大臣は、今回の法改正に当たり、当事者である学生の声を聞きましたか。聞いていないなら、改めて当事者である学生の声を聞いてから法案を出し直すべきではありませんか。

学生の声にしつかりと耳を傾けるよう強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣あべ俊子君登壇、拍手〕

○国務大臣(あべ俊子君) 吉良議員にお答えいたします。

まず、子供三人以上のこの多子世帯を支援対象とするについてお尋ねがありました。

今回の制度改正において、扶養する子供が三人以上の世帯を対象としたのは、理想の子供の数が三人以上の場合において、それを断念する理由として教育や子育ての費用を挙げる傾向が最も顕著であることを踏まえたものです。

妊娠、出産等に当たっては、個人の自由な意思決定や各家庭の状況に応じて様々な事項が考慮されるものであり、今回の制度改正が、理想とする数の子供を持ちたいという希望を実現できるように後押しをするものであるという支援拡充の目的を丁寧に発信してまいります。

次に、扶養する子供の数が二人以下となった場合の取扱いについてお尋ねがありました。

大学の授業料など高等教育費については、三人以上を同時に扶養している期間が最も経済的な負担が重い状況であることから、財源が限られている中、負担が集中している期間の世帯を優先して支援することとしたものです。

今般の法案により支援対象を大幅に拡充いたしますが、その後については、まずは制度を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、更なる負

担軽減、支援の拡充についても、論点を整理した上で十分な検討を行いつつ、取り組んでまいります。

次に、大学等の学費無償化についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、機関支援と個人支援の両者を組み合わせながら予算確保に取り組むことが重要であると考えており、令和七年度予算案において、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費、低所得者世帯や多子世帯の学生等の授業料、入学金の無償化等に必要な予算を計上しております。

まずは本法案による制度改正を着実に実施に移し、その上で、教育の機会均等や少子化対策の観点からその効果を見定めつつ、引き続き高等教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、家計の状況に応じた支援額の変更についてお尋ねがありました。

本制度は公費により支援を行うものであることから、家計の状況に応じて必要な支援が確実に行われることが重要であると考えています。このため、本制度においては、所得に応じた家計の負担能力を表すものとして、世帯の収入ではなく、住民税の所得割の課税標準額に基づき支援額を設定することとしています。

世帯の収入が変わらなくても、扶養の状況等により課税標準額が変わることがあり、支援額も増減することがあります。本制度においては、必要となる支援が確実に行われるよう、毎年住民税の課税額を確認しているところであり、引き続き本制度の適切な実施に努めてまいります。

次に、高等教育の修学支援新制度に係る成績要件についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度は、支援を受ける学生がしっかりと学べるよう、公費により支援を行う制度です。この制度の目的や趣旨を踏まえ、進学の十分な学修状況を見極めた上で支援を行うことができるよう、学修意欲に加え、この学修成果の質の観点からも一定の学業要件を設定しており、今後必要であると考えています。

次に、高等教育の修学支援新制度に係る機関要件についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度においては、大学の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するため、一定の教育や経営に関する機関要件を満たす大学等を対象機関としています。本制度は公費で賄われていることも踏まえ、機関要件は今後も必要であると考えています。

次に、地方の中小規模大学への支援についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度における機関要件については、大学等の経営困難から学生等を保護する観点から、令和六年四月より、収容定員の充足率の要件を満たさない学校については制度の対象外とする見直しを行ったところです。

一方、この枠組みは維持しつつも、中央教育審議会における高等教育へのアクセス確保の議論も踏まえ、地域の経済社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から、機関要件の見直しを行うこととしており、現在、省令改正の準備を進めています。

また、文部科学省としては、少子化が急速に進む中、地方の大学が地域に必要不可欠な人材を輩出するという役割を一層果たすことができるよう、先月取りまとめられた中央教育審議会の答申も踏まえながら、具体的方策の検討を進め、速や

かに実行に移れるよう取り組んでまいります。次に、大学等の基盤的経費の増額についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、経済的な理由で学生が学びを諦めるということがないようにすべきと考えております。

このため、機関支援と個人支援の両者を組み合わせながら予算確保に取り組むことが重要であると考えており、令和七年度予算案に関しては、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の基盤的経費、低所得者世帯や多子世帯の学生等の授業料、入学金の無償化などに必要な予算を計上しております。

引き続き、高等教育費の負担軽減に取り組むとともに、大学の実情を把握しながら、各大学が安定的、継続的に人材の育成や教育研究を実施できるよう支援してまいります。

次に、入学金の廃止についてお尋ねがありました。

入学金については、学生の入学に当たつての経費などに充てられているものと承知しており、関係法令等に基づき、各大学の設置者において適切に設定いただいているものと認識をしています。繰り返しになりますが、文部科学省としては、国立大学法人運営費交付金や私学助成などの機関支援と給付型奨学金などの個人支援の両者を組み合わせながら予算確保に取り組むことが重要であるというふうと考えており、令和七年度予算案において必要な予算を計上しております。

引き続き、高等教育費の負担軽減に取り組むとともに、大学の実情を把握しながら、各大学が安定的、継続的に人材の育成や教育研究を実施でき

るよう支援をしてまいります。

次に、制度改正に伴う当事者の声についてお尋ねがありました。

私自身、大学を視察する機会には、今回の法改正に直接関わるものではありませんが、学生から生活の御様子を伺っているほか、例えば、学生有志による集会の場などに文部科学省の職員が出席をし、直接学生から様々な声をいただいているところ です。

また、実際に学費を負担される保護者からは、子供三人以上の世帯の八割以上で進学後にアルバイトを不可欠又は必要と考えていることや、子供三人以上の世帯の奨学金への応募割合が全体平均の約三六％を上回っていることなどといった声があることも踏まえ、当事者である学生等の状況も踏まえながら、多子世帯の学生等について授業料等を無償化することとしたところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第一〇号)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。政治改革に関する特別委員長豊田俊郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(豊田俊郎君登壇、拍手)

○豊田俊郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第九号)は、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けようとするものであります。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)は、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載内容に係る規制の具体的判断基準、選挙運動における障害者への配慮の在り方、選挙運動に係る今後の検討の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、衆第九号は多数をもって、衆第一〇号は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百二十八

反対

七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第一〇号)の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第三 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長小西洋之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震の惨禍からの教訓を含む、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島防災及び地方創生等の目的規定を新たに整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を新たに定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充、新設、関係者による協議会などに関する規定の整備、防災等担当の主務大臣として内閣総理大臣を追加するとともに、半島振興法の有効期限を十年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して木村英子委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百二十八

反対

七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長塩田博昭君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(塩田博昭君登壇、拍手)

○塩田博昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限

を令和十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長牧野たかお君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔牧野たかお君登壇、拍手〕

○牧野たかお君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、議院に出頭する証人等の旅費及び日当について、所要の規定の整理を行うとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長
副議長

関口 昌一君
長浜 博行君

伊藤 岳君

吉良よし子君

松野 明美君

仁比 聡平君

中条きよし君

大門実紀史君

柳ヶ瀬裕文君

岩渕 友君

山添 拓君

串田 誠一君

紙 智子君

井上 哲士君

倉林 明子君

高木かおり君

山下 芳生君

小池 晃君

石井 苗子君

山口 和之君

猪瀬 直樹君

柴田 巧君

金子 道仁君

竹内 真二君

青島 健太君

高橋 次郎君

窪田 哲也君

梅村みづほ君

安江 伸夫君

高橋 光男君

嘉田由紀子君

下野 六太君

塩田 博昭君

藤巻 健史君

三浦 信祐君

宮崎 勝君

佐々木さやか君

片山 大介君

河野 義博君

杉 久武君

矢倉 克夫君

石井 章君

平木 大作君

新妻 秀規君

豊田 俊郎君

浅田 均君

上田 勇君

若松 謙維君

横山 信一君

松沢 成文君

山本 博司君

里見 隆治君

伊藤 孝江君

秋野 公造君

滝波 宏文君

竹谷とし子君

石川 博崇君

谷合 正明君

西田 実仁君

山口那津男君

青木 一彦君

山本佐知子君

吉井 章君

友納 理緒君

長谷川英晴君

平山佐知子君

生稲 晃子君

加藤 明良君

小林 一大君

今井絵理子君

赤松 健君

白坂 亜紀君

小川 克巳君

三浦 靖君

岩本 剛人君

加田 裕之君

船橋 利実君

比嘉奈津美君

山田 太郎君

松川 るい君

長峯 誠君

羽生田 俊君

堀井 巖君

舞立 昇治君

堂故 茂君

柘植 芳文君

滝沢 求君

酒井 庸行君

阿達 雅志君

松下 新平君

野村 哲郎君

猪口 邦子君

佐藤 信秋君

長谷川 岳君

高橋 克法君

古賀友一郎君

中田 宏君

山谷えり子君

野上浩太郎君

尾辻 秀久君

三原じゅん子君

浅尾慶一郎君

福岡 資麿君

神谷 宗幣君

大島九州男君

寺田 静君

宮口 治子君

山本 太郎君

鈴木 宗男君

大野 泰正君

ながえ孝子君

田中 昌史君

若林 洋平君

山本 啓介君

清水 真人君

高橋はるみ君

本田 顕子君	宮崎 雅夫君
藤木 眞也君	星 北斗君
進藤金日子君	自見はなこ君
三宅 伸吾君	こやり隆史君
宮本 周司君	森屋 宏君
上月 良祐君	馬場 成志君
北村 経夫君	太田 房江君
大家 敏志君	佐藤 正久君
牧野たかお君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	藤川 政人君
古川 俊治君	岡田 直樹君
松山 政司君	武見 敬三君
山本 順三君	末松 信介君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君
伊波 洋一君	浜田 聡君
藤井 一博君	永井 学君
古庄 玄知君	臼井 正一君
越智 俊之君	梶原 大介君
神谷 政幸君	佐藤 啓君
小野田紀美君	朝日健太郎君
青山 繁晴君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	山田 宏君
和田 政宗君	石田 昌宏君
石井 正弘君	赤池 誠章君
江島 潔君	片山さつき君
西田 昌司君	森 まさこ君
山田 俊男君	石井 浩郎君
上野 通子君	松村 祥史君
宮沢 洋一君	有村 治子君
櫻井 充君	鶴保 庸介君
衛藤 晟一君	中曽根弘文君
山東 昭子君	奥村 政佳君
大椿ゆうこ君	村田 享子君

三上 えり君	水野 素子君
高木 真理君	古賀 千景君
柴 愼一君	横沢 高德君
塩村あやか君	羽田 次郎君
田島麻衣子君	岸 真紀子君
石垣のりこ君	石川 大我君
井上 義行君	小沢 雅仁君
勝部 賢志君	木戸口英司君
小西 洋之君	杉尾 秀哉君
熊谷 裕人君	徳永 エリ君
渡辺 猛之君	吉川 沙織君
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君
中西 祐介君	川田 龍平君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
木村 英子君	青木 愛君
辻元 清美君	福山 哲郎君
福島みずほ君	堂込麻紀子君
竹詰 仁君	鬼木 誠君
田村 まみ君	芳賀 道也君
小沼 巧君	磯崎 哲史君
浜口 誠君	打越さく良君
森屋 隆君	浜野 喜史君
上田 清司君	古賀 之士君
森本 真治君	川合 孝典君
伊藤 孝恵君	野田 国義君
広田 一君	榛葉賀津也君
舟山 康江君	天畠 大輔君
船後 靖彦君	
総務大臣	村上誠一郎君
財務大臣	加藤 勝信君
内閣府特命担当大臣(金融)	
当大臣(金融)	

文部科学大臣	あべ 俊子君
国土交通大臣	中野 洋昌君
防衛大臣	中谷 元君
国務大臣	坂井 学君
当大臣(防災)	
国務大臣	三原じゅん子君
内閣府特命担当大臣(子ども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画)	
国務大臣	赤澤 亮正君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	
内閣官房副長官	青木 一彦君
内閣官房副長官	有村 治子君
内閣府副大臣	小川 克巳君
内閣府副大臣	太田 房江君
内閣府副大臣	加田 裕之君
総務副大臣	山下 雄平君
法務副大臣	小沼 巧君
文部科学副大臣	奥村 政佳君
環境副大臣	川田 龍平君
	岸 真紀子君
	高木 真理君
	森本 真治君
	塩田 博昭君
	平木 大作君
	三浦 信祐君
	安江 伸夫君
	串田 誠一君
	松野 明美君
	磯崎 哲史君
	吉良よし子君
	山添 拓君
	山本 太郎君

文教科学委員	補欠
辞任	北村 経夫君
	村田 享子君
経済産業委員	補欠
辞任	赤池 誠章君
	水岡 俊一君
国家基本政策委員	補欠
辞任	伊藤 岳君
	木村 英子君
予算委員	補欠
辞任	有村 治子君
	小川 克巳君
	太田 房江君
	加田 裕之君
	山下 雄平君
	小沼 巧君
	奥村 政佳君
	川田 龍平君
	岸 真紀子君
	高木 真理君
	森本 真治君
	塩田 博昭君
	平木 大作君
	三浦 信祐君
	安江 伸夫君
	串田 誠一君
	松野 明美君
	磯崎 哲史君
	吉良よし子君
	山添 拓君
	山本 太郎君

決算委員 松川 るい君 村田 享子君 新妻 秀規君 柳ヶ瀬裕文君 行政監視委員 石井 正弘君 佐藤 信秋君 本田 顕子君 石垣のりこ君 柴 慎一君 河野 義博君 倉林 明子君 議院運営委員 梶原 大介君 山本 啓介君 石川 大我君 三上 えり君 横沢 高德君 高橋 次郎君 宮崎 勝君 高木かおり君 懲罰委員 田村 まみ君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 串田 誠一君 補欠 松野 明美君	補欠 太田 房江君 奥村 政佳君 下野 六太君 松野 明美君 補欠 加田 裕之君 山下 雄平君 小川 克巳君 高木 真理君 岸 真紀子君 高橋 光男君 伊藤 岳君 補欠 松川 るい君 羽生田 俊君 森本 真治君 川田 龍平君 小沼 巧君 平木 大作君 安江 伸夫君 串田 誠一君 補欠 磯崎 哲史君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 議院運営委員会 理事 岩淵 友君 (岩淵友君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 独立行政法人男女共同参画機構法案(閣法第五二号) 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五三号) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号) 航空法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号) 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第五六号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員柳ヶ瀬裕文君提出ねんきん定期便に記載されている高齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問に対する答弁書(第五一号)	同日本院は、中央選挙管理委员会委员及び同予備委員を左記のとおりに指名した旨衆議院に通知した。 記 中央選挙管理委员会委员 古屋 正隆君 門山 泰明君 城島 光力君 佐々木信夫君 魚住裕一郎君 同 予備委員 元宿 仁君 井形 厚一君 豊原 昭二君 島松 洋一君 大口 善徳君 同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。	去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 小池 晃君 山本 太郎君 山本 太郎君 予算委員 梶原 大介君 佐藤 信秋君 山本 啓介君 石垣のりこ君 石川 大我君 村田 享子君 横沢 高德君 河野 義博君 高橋 次郎君 新妻 秀規君 高木かおり君 柳ヶ瀬裕文君 倉林 明子君 議院運営委員 梶原 大介君 山本 啓介君 石川 大我君 三上 えり君 横沢 高德君 高橋 次郎君 宮崎 勝君 高木かおり君 懲罰委員 田村 まみ君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 串田 誠一君 補欠 松野 明美君	補欠 大門実紀史君 木村 英子君 補欠 松川 るい君 山下 雄平君 長峯 誠君 高木 真理君 水野 素子君 川田 龍平君 小沼 巧君 塩田 博昭君 平木 大作君 窪田 哲也君 串田 誠一君 青島 健太君 岩淵 友君 小池 晃君 山本 太郎君 補欠 村田 享子君 佐々木さやか君 柳ヶ瀬裕文君 補欠 羽生田 俊君 佐藤 信秋君 石垣のりこ君 河野 義博君 倉林 明子君

議院運営委員	三上 えり君 水野 素子君 窪田 哲也君 青島 健太君 嘉田由紀子君 田村 まみ君 岩渕 友君 小池 晃君 山本 太郎君	政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。 学校における動物の飼育に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五九号)
辞任 羽生田 俊君 松川 るい君 小沼 巧君 川田 龍平君 平木 大作君 青島 健太君 串田 誠一君 岩渕 友君	奥村 政佳君 石川 大我君 三浦 信祐君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 芳賀 道也君 井上 哲士君 大門実紀史君 天島 大輔君	辞任 大家 敏志君 松山 政司君 三宅 伸吾君 星 北斗君 こやり隆史君 田中 昌史君	しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第六〇号)
補欠 山本 啓介君 梶原 大介君 横沢 高徳君 奥村 政佳君 高橋 次郎君 松野 明美君 高木かおり君 伊藤 岳君	補欠 石川 大我君 信祐君 苗子君 直樹君 道也君 哲士君 実紀史君 大輔君	同日議員から次の議案が提出された。 学校教育法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君発議(参第四号))	同日議員から次の質問主意書が提出された。 令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六二二号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出(衆第一五号)) 半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出(衆第一六号)) 去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員	行政監視委員 辞任 加田 裕之君 羽生田 俊君 石井 苗子君 芳賀 道也君 補欠 石田 昌宏君 長峯 誠君 松野 明美君 田村 まみ君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第六号) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一) 令和六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出(衆第一八号))	公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六五号) 情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六六号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員浜田聡君提出団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問に対する答弁書(第五二二号) 参議院議員浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問に対する答弁書(第五三三号) 参議院議員浜田聡君提出日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問に対する答弁書(第五四四号)
予算委員 辞任 石田 昌宏君 猪口 邦子君 長峯 誠君 吉川ゆうみ君 川田 龍平君 柴 慎一君 高木 真理君	補欠 加田 裕之君 羽生田 俊君 石井 苗子君 芳賀 道也君 補欠 石田 昌宏君 長峯 誠君 松野 明美君 田村 まみ君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一) 令和六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出(衆第一八号))	同日議員から次の質問主意書が提出された。 学校における動物の飼育に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五九号)
議院運営委員 辞任 羽生田 俊君 松川 るい君 小沼 巧君 川田 龍平君 平木 大作君 青島 健太君 串田 誠一君 岩渕 友君	奥村 政佳君 石川 大我君 三浦 信祐君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 芳賀 道也君 井上 哲士君 大門実紀史君 天島 大輔君	同日議員から次の議案が提出された。 学校教育法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君発議(参第四号))	同日議員から次の質問主意書が提出された。 学校における動物の飼育に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五九号)

[illegible]

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

別委員

辞任

補欠

山本 啓介君

自見はなこ君

三上 えり君

徳永 エリ君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

江島 潔君

赤池 誠章君

串田 誠一君

中条きよし君

同日衆議院から次の議案が提出された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一七号)

棚田地域振興法の一部を改正する法律案(衆第一九号)

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君発議)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(第二百十六回国会、大串博志君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第六七号)

記

同日内閣から、左記の者を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(三月三十一日任期満了による再任)

記

(同日任期満了の飯島淳子の後任)

(同日任期満了による再任)

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公益認定等委員会委員に任命したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公益認定等委員会委員に任命したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(五月十五日定年退官の古谷一之の後任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

(同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を行政不服審査会委員に任命したので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了の原優の後任)

(同日任期満了の戸谷博子の後任)

(同日任期満了の佐脇敦子の後任)

(同日任期満了の木村宏政の後任)

(同日任期満了の羽田 淳一)

(同日任期満了の福本 美苗)

(同日任期満了の中原 茂樹)

(同日任期満了の野口貴公美)

(同日任期満了の川口貴公美)

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了の白井玲子の後任)

(同日任期満了の武藤 京子)

(同日任期満了の稲山 文男)

(同日任期満了の秋定裕子の後任)

(同日任期満了の芳仲美恵子)

(同日任期満了の畑 美恵子)

(同日任期満了の太田匡彦の後任)

(同日任期満了の寺田 麻佑)

(同日任期満了の木村 琢磨)

(同日任期満了の佐藤 郁美)

(同日任期満了による再任) 中村真由美 (岡庭真由美) (同日任期満了による再任) 久末 弥生 同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (四月一日任期満了の岡田幸之の後任) 辻 恵介 同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (三月三十一日任期満了の山崎まさよの後任) 八木貴美子 (同日任期満了の武田克彦の後任) 山田 広樹 同日内閣から、ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第七項において準用する同条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告を受領した。 一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 奥村 政佳君 補欠 杉尾 秀哉君 総務委員 辞任 小川 克巳君 補欠 越智 俊之君 山田 太郎君 江島 潔君 吉川 沙織君 村田 享子君				法務委員 辞任 山東 昭子君 補欠 宮本 周司君 中西 祐介君 小川 克巳君 財政金融委員 辞任 松山 政司君 補欠 羽生田 俊君 小池 晃君 大門実紀史君 厚生労働委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 進藤金日子君 羽生田 俊君 松山 政司君 木村 英子君 天畠 大輔君 農林水産委員 辞任 進藤金日子君 補欠 石田 昌宏君 高橋 光男君 高橋 次郎君 経済産業委員 辞任 越智 俊之君 補欠 中西 祐介君 田中 昌史君 石井 準一君 宮本 周司君 山東 昭子君 村田 享子君 吉川 沙織君 国土交通委員 辞任 江島 潔君 補欠 山田 太郎君 杉尾 秀哉君 奥村 政佳君 大門実紀史君 小池 晃君 天畠 大輔君 木村 英子君 環境委員 辞任 石井 準一君 補欠 田中 昌史君 高橋 次郎君 高橋 光男君				予算委員 辞任 田中 昌史君 補欠 吉川ゆうみ君 藤井 一博君 山下 雄平君 古賀 千景君 柴 愼一君 高橋 次郎君 塩田 博昭君 安江 伸夫君 三浦 信祐君 浜口 誠君 田村 まみ君 山下 芳生君 大門実紀史君 決算委員 辞任 堂込麻紀子君 補欠 浜口 誠君 行政監視委員 辞任 柴 愼一君 補欠 古賀 千景君 議院運営委員 辞任 山下 雄平君 補欠 藤井 一博君 吉川ゆうみ君 田中 昌史君 佐々木さやか君 高橋 次郎君 矢倉 克夫君 安江 伸夫君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 宮本 周司君 補欠 本田 顕子君 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員 辞任 江島 潔君 補欠 田中 昌史君 大家 敏志君 松川 るい君 松山 政司君 岡田 直樹君 三宅 伸吾君 宮本 周司君 森屋 宏君 山田 太郎君 勝部 賢志君 森屋 隆君				政治改革に関する特別委員 辞任 白坂 亜紀君 補欠 山本 啓介君 船橋 利実君 越智 俊之君 星 北斗君 こやり隆史君 矢倉 克夫君 高橋 次郎君 上田 清司君 川合 孝典君 東日本大震災復興特別委員 辞任 石井 浩郎君 補欠 長峯 誠君 櫻井 充君 堀井 巖君 羽生田 俊君 松山 政司君 宮沢 洋一君 加藤 明良君 杉 久武君 窪田 哲也君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 外交防衛委員会 理事 若林 洋平君 (若林洋平君の補欠) 理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠) 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。 半島振興法の一部を改正する法律案(衆第一六号) 国土交通委員会に付託 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号) 災害対策特別委員会に付託 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第九号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一〇号) 政治改革に関する特別委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。 土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)			
---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--

同日議員から次の質問主意書が提出された。

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問主意書
(浜田聡君提出)(第百八十八号)

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校における動物の飼育に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第百五十九号)

しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第百六十号)

子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十一号)

政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十二号)

令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十三号)

いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十四号)

公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十五号)

情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第百六十六号)

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

杉尾 秀哉君

補欠

奥村 政佳君

総務委員

辞任

江島 潔君

補欠

山田 太郎君

越智 俊之君

若林 洋平君

村田 享子君

吉川 沙織君

法務委員

辞任

宮本 周司君

山東 昭子君

外交防衛委員

辞任

松川 るい君

松山 政司君

若林 洋平君

中西 祐介君

財政金融委員

辞任

羽生田 俊君

松川 るい君

牧野たかお君

神谷 政幸君

厚生労働委員

大門実紀史君

小池 晃君

辞任

神谷 政幸君

牧野たかお君

進藤金日子君

石田 昌宏君

農林水産委員

辞任

石田 昌宏君

進藤金日子君

高橋 次郎君

高橋 光男君

経済産業委員

辞任

石井 準一君

田中 昌史君

山東 昭子君

宮本 周司君

中西 祐介君

越智 俊之君

吉川 沙織君

村田 享子君

国土交通委員

辞任

山田 太郎君

補欠

江島 潔君

奥村 政佳君

杉尾 秀哉君

小池 晃君

大門実紀史君

環境委員

辞任

田中 昌史君

石井 準一君

国家基本政策委員

辞任

高橋 光男君

高橋 次郎君

予算委員

辞任

小沼 巧君

古賀 之士君

川田 龍平君

鬼木 誠君

高木 真理君

大橋ゆうこ君

松野 明美君

梅村みずほ君

田村 まみ君

堂込麻紀子君

山添 拓君

仁比 聡平君

山本 太郎君

木村 英子君

決算委員

辞任

大橋ゆうこ君

高木 真理君

古賀 之士君

小沼 巧君

仁比 聡平君

山添 拓君

行政監視委員

辞任

鬼木 誠君

川田 龍平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

宮本 周司君

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任

岡田 直樹君

松山 政司君

田中 昌史君

江島 潔君

松川 るい君

大家 敏志君

宮本 周司君

三宅 伸吾君

山田 太郎君

森屋 宏君

森屋 隆君

勝部 賢志君

政治改革に関する特別委員

辞任

白井 正一君

清水 真人君

越智 俊之君

船橋 利実君

こやり隆史君

星 北斗君

山本 啓介君

白坂 亜紀君

高橋 次郎君

矢倉 克夫君

川合 孝典君

上田 清司君

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任

柴 慎一君

村田 享子君

東日本大震災復興特別委員

辞任

加藤 明良君

宮沢 洋一君

長峯 誠君

石井 浩郎君

堀井 巖君

櫻井 充君

松山 政司君

羽生田 俊君

窪田 哲也君

杉 久武君

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第九号) 審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一〇号) 審査報告書

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第一六号) 審査報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七〇号)

デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問に対する答弁書(第五五号)

参議院議員柴田巧君提出軌道法に関する質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員浜田聡君提出公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問に対する答弁書(第五七号)

参議院議員浜田聡君提出指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問に対する答弁書(第五八号)

同日内閣から、地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく「地方財政の状況」の報告を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十三条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号) 審査報告書

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十五日

政治改革に関する特別委員長 豊田 俊郎
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における選挙運動をめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するため、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。
令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条の四の次に次の一条を加える。
(ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

第百四十四条の四の二 第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

第百四十四条の五中「前条」を「第百四十四条の四」に改める。
第百六十八条第四項中「第百五十条の二」を「第百四十四条の四の二第二項」に改める。
第百三十五条の三の見出し中「又は選挙公報」を「選挙公報等」に改め、同条第二項中「政見放

送」を「第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示した第百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
(検討)

3 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

政治改革に関する特別委員長 豊田 俊郎
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における選挙の実情に鑑み、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ボスターの規格の統一を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第一項第一号中「(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。)」を削り、同条第六項中「町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)」を「乗車定員十人以下で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。三・五トン未満のもの)」に改める。

第四百四十三条第一項第四号の三を削り、同条第

令和七年三月二十六日 参議院会議録第八号

公職選挙法の一部を改正する法律案

三項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ボスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条

第四項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表示するための文書図画」を「ボスター、立札、ち

ようちん及び看板の類」に改め、同条第六項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ボスター及び

同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条第七項中「規定により掲示することができる」を削り、「こえ

る」を「超える」に改め、同条第八項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十一項及

び第十二項を削り、同条第十項中「第一項の規定により掲示することができる」を「第一項第一号、

第二号及び第四号の」に改め、「それぞれ一箇とし、その大きさは」を削り、同項を同条第十二項

とし、同条第九項中「第一項に規定する」を「第一項第一号の」に改め、「(同項第四号の三及び第五

号のボスターを除く。)」を「(屋内の演説会場内において使用する同項第四号のボスター、立札及び

看板の類を除く。)」及び「縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル(同項第一号

のボスター、立札及び看板の類にあつては)」を削り、「」を超えては」を「」を超えては」に改め、同項

を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項第二号及び第四号のボスター、立札及び看板の類(屋内の演説会場内において使用する

同号のボスター、立札及び看板の類を除く。)

は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

第四百四十三条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、それぞれ一に限る。

第四百四十三条第十三項を次のように改める。

13 第一項第五号のボスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル(衆議院小

選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の

選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、

幅六十センチメートルを超えてはならない。

第四百四十三条第十四項中「同項第四号の三の個人演説会告知用ボスター(衆議院小選挙区選出

議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)」を削り、同条第十五項中「第一項第四号の三

の個人演説会告知用ボスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)」及び同項第五号を「第一項第五

号」に改める。

第四百四十四条第四項中「第四百四十三条第一項第五号」を「第一項第二号」に、「(衆議院(比例代表選

出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該」を「(衆議院名簿届出

政党等が届け出た衆議院名簿に係る)」に、「掲示することができず、衆議院(小選挙区選出)議員の選

挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院(比例代表選出)議員の選挙において衆議院名

簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ

以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない」

を「、掲示することができない」に改める。

第四百四十四条の四の二中「第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百一条の四第九項中「第四百四十三条第六項」の下に「及び第十三項」を加え、「第四項」を削り、「第九項」を「第十一項」に改める。

第二百三十五条の第三第二項中「第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百五十二条の第二第一項中「若しくは第九項若しくは第四百四十四条第四項」を「第十一項若しくは第十三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

半島振興法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十五日

国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充及び新設、協議会等に関する規定の整備等半島地域の振興のために必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約七億円が見込まれている。

半島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月十八日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

半島振興法の一部を改正する法律

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保全」の下に「、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、「から」を「を受けていること並びにこれにより」に改め、「鑑み」の下に「半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む」を加え、「これらの地域」を「半島地域」に、「向上及び」を「向上」に、「定住の促進」を「定住の促進等及び半島防災(半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。の推進」に改め、「均衡ある発展」の下に「並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生(次条第一号において「地方創生」という。)を加え、同条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第一条の二 半島地域の振興のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とすること。
二 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的

な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを旨とすること。

三 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進するとともに、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化^{（一）}強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第一条の国土強靱化をいう。第十五条の四において同じ。)の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とすること。

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合かつ積極的に策定し及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(半島振興基本方針)

第二条の二 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めるものとする。

2 半島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 半島振興対策実施地域の振興の意義及び方向に関する事項

二 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項
三 農林水産業、商工業、情報通信業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項
四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
五 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項
六 生活環境の整備に関する基本的な事項
七 医療の確保等に関する基本的な事項
八 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項
九 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
十 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
十一 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項
十二 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項
十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
十四 移住、定住及び特定居住(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハの特定居住をいう。以下同じ。)の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十五 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。第四条第一項第十七号において同じ。)その他の災害を排除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項 十六 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関する基本的な事項 三 主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議することにも、国土審議会の意見を聴かなければならない。 四 主務大臣は、半島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。 五 前二項の規定は、半島振興基本方針の変更に ついて準用する。 第三条第一項中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、「関係都道府県は」の下に「、半島振興基本方針に基づき」を加え、「作成しなければならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同項後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「とう」は「の下に」、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には「を、」対し、「の下に」当該半島振興対策実施地域に係る「を」を加え、「の変更をすることを提案する」を「を作成することを要請する」に、「当該提案」を「当該半島地域市町村」に、「素案を作成して、これを提示し」を「案を添え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条に次の九項を加える。 四 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成しなければならない。 五 半島地域市町村は、第三項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その半島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 六 第三項の案の提出を受けた都道府県は、半島振興計画を作成するに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。 七 半島振興計画に次条第一項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たつては、半島地域市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの半島地域市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。 八 都道府県は、半島振興計画を作成したときは、直ちに、これを主務大臣(当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣)に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。 九 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該半島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。 十 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画が半島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。	府県は、速やかに、当該要請に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成しなければならない。 五 半島地域市町村は、第三項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その半島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 六 第三項の案の提出を受けた都道府県は、半島振興計画を作成するに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。 七 半島振興計画に次条第一項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たつては、半島地域市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの半島地域市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。 八 都道府県は、半島振興計画を作成したときは、直ちに、これを主務大臣(当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣)に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。 九 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該半島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。 十 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画が半島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。	十一 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。 十二 第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、半島振興計画の変更について準用する。 この場合において、第三項中「は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。 第四条第一項第十号中「(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。)」を削り、「強化」の下に「その他の半島防災のための施策」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第九号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。 十六 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する事項 第四条第一項第八号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。 十三 自然環境の保全及び再生に関する事項 十四 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項 第四条第一項第七号中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。 十 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する事項 第四条第一項第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「(商工業の下に、」情報通信業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「交通施設及び」を「人の往来及び物資の流通に資する交通施設並び	に」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。 一 半島振興対策実施地域の振興の基本的方針に関する事項 二 半島振興対策実施地域の振興に関する目標 三 計画期間 第四条第一項に次の二号を加える。 十八 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項 十九 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項 第四条第二項を削り、同条第三項中「関する計画」の下に並びに国土強靱化基本計画及び水循環基本計画」を加え、同項を同条第二項とする。 第十二条の二の見出しを「(交通の確保)」に改め、同条中「等を図るため」を「、物資の流通の確保等を図るため、前三条に定めるもののほか、交通施設の整備及び保全並びに鉄道をはじめとする」に改める。 第十三条の見出しを「(デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等)」に改め、同条中「医療及び教育の充実等を図るため」を「地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、災害情報の収集及び提供の円滑化等を図るとともに、半島地域におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化、」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用の推進に」に改める。 第十三条の二の見出し中「振興」を「振興等」に改め、同条第一項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を、「防止の下に」水産動植物の生育環境の保全及び改善を加え、同条第二項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を加える。
---	---	--	---

第十三条の三中「する者」を「する者等」に改め、「おける」の下に「農林水産業その他の産業への」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、情報通信技術の進展、その活用による場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化にも留意するよう努めるものとする。

第十三条の四中「おける定住の促進」を「おいて移住、定住及び特定居住並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を促進すること」に、「住宅及び」を「住宅等の整備（空家の活用によるものを含む。）」に、「廃棄物及び海岸漂着物」を「及び廃棄物」に改め、「施策」の下に「並びに地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の形成を図るための施策」を加える。

第十三条の五中「配置」の下に「情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置を、〔含む〕の下に」次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう、適切な配慮をするものとする。

第十三条の六の見出し中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「おける介護サービス」の下に「並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等」を、「提供、」の下に「介護サービスに関する知識及び技術の習得の促

進等を通じた地域の人材の活用等による」を、「者の確保」の下に「並びに介護ロボット等の導入」を、「の充実」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実」を加える。

第十四条の見出し中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同条中「おける高齢者」の下に「及び児童」を、「施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（教育の充実）

第十四条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信技術の活用によるものを含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健全な成長に資するため、半島振興対策実施地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する半島地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

（自然環境の保全及び再生）

第十四条の三 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理その他の半島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再

生（自然景観の保全を含む。）に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

（再生可能エネルギーの利用の推進）

第十四条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十五条中「文化的所産」の下に「及び地域の風土等により形成された景観地」を加える。

第十五条の二中「おける」の下に「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等を通じた」を加える。

第十五条の三を次のように改める。

（移住等の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保）

第十五条の三 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、半島振興対策実施地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、定住及び特定居住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特

定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

第十五条の四の見出しを「半島防災の推進及び実効性の確保」に改め、同条中「あること」の下に「及び国土強靱化の観点」を加え、「及び」を「及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に、「国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進」を「次に掲げる事項その他の半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保」に改め、同条に次の各号を加える。

一 道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備

二 防災のための住居の集団的移転の促進

三 防災上必要な教育及び訓練の実施

四 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

第十五条の四の次に次の三条を加える。

(感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等)

第十五条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、半島振興対策実施地域と当該半島振興対策実施地域以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し又は制限された場合には、当該半島振興対策実施地域において住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮)

第十五条の六 人口の著しい減少等に伴つて地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の集落に比較して特に低位にある半島振興対策実施地域内の集落をその区域に含む半島地域市町村は、当該集落において、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設、郵便局等の活用等により、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう、適切な配慮をするものとする。この場合において、国及び都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣その他の援助を行うよう努めなければならない。

(協議会)

第十五条の七 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、半島地域市町村又は半島振興対策実施地域の振興に取り組む団体等は、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組

織することができる。

第十九条第二項中「第三条第一項、第二項及び第四項」を「第二条の二第一項、同条第三項及び第四項」に改め、「含む。」の下に「並びに第三条第八項から第十一項まで(これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。)」を、「農林水産大臣」の下に、「内閣総理大臣」を加える。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日までに半島振興法第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画(同日までに同法第九条の四第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)であつて同日においてその計画期間の末日が令和七年三月三十一日であるものについては、その計画期間の末日を令和七年六月三十日とする。

(検討)

第三条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の半島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日
振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日
振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日
山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日
半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日
振興山村の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

附則第九条第一項の表に次のように加える。

令和七年三月二十六日 参議院會議録第八号

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に
関する法律の一部を改正する法律案 地震防災対策強化地域における地震対策緊急
証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

三〇

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に
関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

審査報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関す
る法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十五日

災害対策特別委員長 塩田 博昭

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策強化地域における
地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別
措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有
効期限を令和十二年三月三十一日まで延長しよ
うとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和七年度約三百
三十三億円が見込まれ、各事業予算のうちから
支出される。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関す
る法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月十八日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関す
る法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整
備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第一条第二項中「令和七年三月三十一日」を
「令和十二年三月三十一日」に改め、同項ただし書
中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次条及び附則第三条の規定は、令和七年
四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に地震防災対策強化地
域における地震対策緊急整備事業に係る国の財
政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同
意を得た地震対策緊急整備事業計画についての
同法第三条第二項の規定の適用については、同
項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強
化地域における地震対策緊急整備事業に係る国
の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正
する法律(令和七年法律第 号)附則第二条
の規定の施行の日から起算して五年以内」と
する。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地震防災対策強化地域における地震対策
緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関
する法律の一部を改正する法律(令和二年法律
第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の
項番号を削る。

審査報告書

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す
る法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十六日

議院運営委員長 牧野たかお

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法
律の改正に伴い、証人等の旅費及び日当につい
て整理しようとするものであつて、妥当な措置
と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す
る法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月十八日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関
する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する
法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「又は」を「又は」に改め、同条ただし
書中「国会議員には」の下に「旅費のうち宿泊のた
めの種目及び」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条 旅費の種目及び内容は、両議院の議長が
協議して定めるところによる。

第四条第一項中「日当は」の下に「証人として出
頭し又は陳述した」を加え、同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 証人がこの法律又は旅費及び日当の支給
に関し両議院の議長が協議して定める規程に違
反して旅費及び日当の支給を受けた場合には、
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五
年法律第十四号)第十条第一項の例による。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和七年四月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日
当に関する法律(以下「新法」という。)の規定
は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)以後に議院に出頭し又は陳述(証人の補
佐人にあつては、助言。以下同じ。)をした証
人、公述人、参考人及び証人の補佐人(以下「証
人等」という。)の当該出頭又は陳述に係る旅費
及び日当について適用し、施行日前に議院に出
頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳
述に係る旅費及び日当については、なお従前の

例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件(公正取引委員会委員長(茶谷栄治君))

賛成者氏名

二一三名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君

佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 清水 真人君
自見はなこ君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 堂故 茂君
友納 理緒君 豊田 俊郎君
中田 宏君 中西 祐介君
永井 学君 長峯 誠君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
長谷川英晴君 馬場 成志君
比嘉奈津美君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 堀井 巖君
本田 顕子君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 靖君
三原しゅん子君 三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君

青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 亨子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君

反対者氏名

一七名

若松 謙維君 青島 健太君
浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榛葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
寺田 静君 ながえ孝子君
長浜 博行君 平山佐知子君
宮口 治子君

井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
山本 太郎君 齊藤健一郎君
浜田 聡君

国家公務員等の任命に関する件〔会計検査院情報
公開・個人情報保護審査会委員(杉山治樹君)〕

賛成者氏名 二二一名

阿達 雅志君	青木 一彦君	滝波 宏文君	柗植 芳文君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	石井 章君	石井 苗子君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	堂故 茂君	友納 理緒君	川田 龍平君	木戸口英司君	猪瀬 直樹君	梅村みずほ君
赤松 健君	浅尾慶一郎君	豊田 俊郎君	中田 宏君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	嘉田由紀子君	金子 道仁君
朝日健太郎君	有村 治子君	中西 祐介君	永井 学君	小西 洋之君	古賀 千景君	串田 誠一君	柴田 巧君
井上 義行君	生稲 晃子君	長峯 誠君	西田 昌司君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	高木かおり君	中条きよし君
石井 準一君	石井 浩郎君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	塩村あやか君	柴 慎一君	藤巻 健史君	松沢 成文君
石井 正弘君	石田 昌宏君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	徳永 エリ君	辻元 清美君	山口 和之君	伊藤 孝恵君
今井絵理子君	岩本 剛人君	藤川 政人君	藤井 一博君	羽田 次郎君	野田 国義君	磯崎 哲史君	上田 清司君
上野 通子君	白井 正一君	船橋 利実君	藤木 眞也君	徳島みずほ君	広田 一君	川合 孝典君	榛葉賀津也君
江島 潔君	衛藤 晟一君	星 北斗君	古川 俊治君	牧山ひろえ君	福山 哲郎君	田村 まみ君	竹詰 仁君
小川 克巳君	小野田紀美君	北斗 君	堀井 巖君	水岡 俊一君	三上 えり君	堂込麻紀子君	芳賀 道也君
尾辻 秀久君	越智 俊之君	松山 新平君	舞立 昇治君	村田 享子君	水野 素子君	浜口 誠君	浜野 喜史君
大家 敏志君	太田 房江君	松下 新平君	松川 るい君	森屋 隆君	森本 真治君	浜山 康江君	齊藤健一郎君
岡田 直樹君	加田 裕之君	松山 政司君	松村 祥史君	吉川 沙織君	横沢 高德君	神谷 聡君	大野 泰正君
加藤 明良君	梶原 大介君	三原じゅん子君	三浦 靖君	伊藤 孝江君	秋野 公造君	寺田 静君	鈴木 宗男君
片山さつき君	神谷 政幸君	宮崎 雅夫君	森 まさこ君	上田 勇君	石川 博崇君	長浜 博行君	ながえ孝子君
北村 経夫君	こやり隆史君	宮本 周司君	山下 雄平君	窪田 哲也君	河野 義博君	宮口 治子君	平山佐知子君
小林 一大君	古賀友一郎君	森屋 宏君	山田 俊男君	里見 隆治君	塩田 博昭君		
古庄 玄知君	上月 良祐君	山田 太郎君	山田 啓介君	下野 六太君	杉 久武君		
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	山田 宏君	山本 啓介君	高橋 次郎君	高橋 光男君		
佐藤 正久君	酒井 庸行君	吉井 章君	山本 佐知子君	竹内 真二君	竹谷とし子君		
櫻井 充君	清水 真人君	和田 政宗君	吉川ゆうみ君	谷合 正明君	新妻 秀規君		
白見はなこ君	白坂 亜紀君	渡辺 猛之君	若林 洋平君	西田 実仁君	平木 大作君		
進藤金日子君	末松 信介君	石垣のりこ君	青木 愛君	三浦 信祐君	宮崎 勝君		
田中 昌史君	高橋 克法君	石橋 通宏君	石川 大我君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君		
高橋はるみ君	滝沢 求君	小沢 雅仁君	打越さく良君	山口那津男君	山本 博司君		
		大椿ゆうこ君	小沼 巧君	横山 信一君	若松 謙維君		
			奥村 政佳君	青島 健太君	浅田 均君		

反対者氏名

井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	大島九州男君
木村 英子君	天畠 大輔君
山本 太郎君	伊波 洋一君
高良 鉄美君	

一七名

国家公務員等の任命に関する件(会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員(福重さと子君)、公益認定等委員会委員(生野考司君、原田大樹君及び北村聡子君)、公認会計士・監査審査会会長(青木雅明君)、同委員(上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、川村義則君及び塩谷公朗君)、行政不服審査会委員(八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美君)及び情報公開・個人情報保護審査会委員(中里智美君、武藤京子君、寺田麻佑君及び久末弥生君)

賛成者氏名

二二一名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君

佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 清水 真人君
自見はなこ君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 堂故 茂君
友納 理緒君 豊田 俊郎君
中田 宏君 中西 祐介君
永井 学君 長峯 誠君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 長谷川英晴君
馬場 成志君 比嘉奈津美君
藤井 一博君 藤川 政人君
藤木 眞也君 船橋 利実君
古川 俊治君 星 北斗君
堀井 巖君 本田 顕子君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
三浦 靖君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
山下 雄平君 山田 太郎君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君

青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 亨子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君

若松 謙維君 青島 健太君
浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榛葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 井上 哲士君
伊藤 岳君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
大門実紀史君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
大島九州男君 木村 英子君
天晶 大輔君 船後 靖彦君
山本 太郎君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 齊藤健一郎君
浜田 聡君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
寺田 静君 ながえ孝子君
長浜 博行君 平山佐知子君
宮口 治子君

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件(会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員(堀江正之君)、国家公安委員会委員(相星孝一君)、公認会計士・監査審査会委員(千葉通子君)、情報公開・個人情報保護審査会委員(木村琢磨君及び佐藤郁美君)及び公害健康被害補償不服審査会委員(八木貴美子君))									
賛成者氏名									
二二七名									
阿達 雅志君	青木 一彦君	西田 昌司君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	長谷川 英晴君	比嘉奈津美君	藤川 政人君	船橋 利実君	星 北斗君	北田 孝子君
赤松 健君	浅尾慶一郎君	有村 治子君	馬場 成志君	比嘉奈津美君	藤川 政人君	船橋 利実君	星 北斗君	北田 孝子君	北田 孝子君
朝日健太郎君	有村 治子君	藤井 一博君	藤木 真也君	藤木 真也君	藤木 真也君	藤木 真也君	藤木 真也君	藤木 真也君	藤木 真也君
井上 義行君	生稲 晃子君	古川 俊治君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
石井 準一君	石井 浩郎君	古川 俊治君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
石井 正弘君	石田 昌宏君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
今井絵理子君	岩本 剛人君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
上野 通子君	白井 正一君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
小川 克巳君	小野田紀美君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
尾辻 秀久君	越智 俊之君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
大家 敏志君	太田 房江君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
岡田 直樹君	加田 裕之君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
加藤 明良君	梶原 大介君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
片山さつき君	神谷 政幸君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
北村 経夫君	こやり隆史君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
小林 一大君	古賀友一郎君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
古庄 玄知君	上月 良祐君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
櫻井 充君	清水 真人君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
自見はなこ君	白坂 亜紀君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君	堀井 巖君
進藤金日子君									
田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	友納 理緒君	中田 宏君	永井 学君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君
高橋はるみ君	滝波 宏文君	友納 理緒君	中田 宏君	永井 学君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君	馬場 成志君
末松 信介君	高橋 克法君	滝沢 求君	武見 敏三君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君
高橋 克法君	滝沢 求君	武見 敏三君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	野上 浩太郎君
小沢 雅仁君	大椿ゆうこ君	鬼木 誠君	川田 龍平君	岸 真紀子君	小西 洋之君	古賀 之土君	塩村あやか君	杉尾 秀哉君	高木 真理君
小沼 巧君	奥村 政佳君	勝部 賢志君	木戸口英司君	熊谷 裕人君	古賀 千景君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	田島麻衣子君	辻元 清美君
石井 章君	猪瀬 直樹君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君	柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	上田 清司君
石井 苗子君	梅村みずほ君	片山 大介君	串田 誠一君	高木かおり君	藤巻 健史君	山口 和之君	磯崎 哲史君	川合 孝典君	川合 孝典君
猪瀬 直樹君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君	柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	上田 清司君	上田 清司君
嘉田由紀子君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君	柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	上田 清司君	上田 清司君
片山 大介君	串田 誠一君	高木かおり君	藤巻 健史君	山口 和之君	磯崎 哲史君	川合 孝典君	川合 孝典君	川合 孝典君	川合 孝

国家公務員等の任命に関する件(公益認定等委員
会委員(清水新一郎君)及び公害健康被害補償不服
審査会委員(山田広樹君))

賛成者氏名

二一八名

阿達 雅志君 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 朝日健太郎君 生稲 晃子君 井上 義行君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩本 剛人君 上野 通子君 白井 正一君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 尾辻 秀久君 越智 俊之君 大家 敏志君 太田 房江君 岡田 直樹君 加田 裕之君 加藤 明良君 梶原 大介君 片山さつき君 神谷 政幸君 北村 経夫君 こやり隆史君 小林 一大君 古賀友一郎君 古庄 玄知君 上月 良祐君 佐藤 啓君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 櫻井 充君 清水 真人君 自見はなこ君 白坂 亜紀君 進藤金日子君 末松 信介君 田中 昌史君 高橋 克法君 高橋はるみ君 滝沢 求君

滝波 宏文君 柘植 芳文君 友納 理緒君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本 啓介君 山本 順三君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 武見 敬三君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君

鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 愼一君 田島麻衣子君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君

反対者氏名

猪瀬 直樹君 梅村みずほ君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 串田 誠一君 柴田 巧君 高木かおり君 中条きよし君 藤巻 健史君 松沢 成文君 松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 上田 清司君 川合 孝典君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜口 誠君 浜野 喜史君 舟山 康江君 大島九州男君 木村 英子君 天畠 大輔君 船後 靖彦君 山本 太郎君 齊藤健一郎君 浜田 聡君 大野 泰正君 神谷 宗幣君 鈴木 宗男君 寺田 静君 ながえ孝子君 長浜 博行君 平山佐知子君 宮口 治子君 井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君 伊波 洋一君 高良 鉄美君

一三名

国家公務員等の任命に関する件(公益認定等委員会委員(黒田かをり君及び湯浅信好君)、公認会計士・監査審査会委員(蟹江章君)、情報公開・個人情報保護審査会委員(芳仲美恵子君及び中村真由美君)及び中央更生保護審査会委員(辻恵介君)) 賛成者氏名 二三〇名				阿達 雅志君 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 臼井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 清水 真人君 白坂 亜紀君 末松 信介君				田中 昌史君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 友納 理緒君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君				高橋 克法君 滝沢 求君 武見 敬三君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 颯子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君				小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君				小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君				青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 榛葉賀津也君 竹詰 仁君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 木村 英子君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 大野 泰正君 鈴木 宗男君 ながえ孝子君 平山佐知子君				浅田 均君 石井 苗子君 梅村みずほ君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君 神谷 宗幣君 寺田 静君 長浜 博行君 宮口 治子君				反対者氏名 齊藤健一郎君 浜田 聡君 二名			
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

国家公務員等の任命に関する件(公益認定等委員
会委員(石津寿恵君))

賛成者氏名

二一九名

阿達 雅志君 青木 一彦君 青山 繁晴君 赤池 誠章君 赤松 健君 浅尾慶一郎君 朝日健太郎君 有村 治子君 井上 義行君 生稲 晃子君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩本 剛人君 上野 通子君 白井 正一君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 尾辻 秀久君 越智 俊之君 大家 敏志君 太田 房江君 岡田 直樹君 加田 裕之君 加藤 明良君 梶原 大介君 片山さつき君 神谷 政幸君 北村 経夫君 こやり隆史君 小林 一大君 古賀友一郎君 古庄 玄知君 上月 良祐君 佐藤 啓君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 櫻井 充君 清水 真人君 白見はなこ君 白坂 亜紀君 進藤金日子君 末松 信介君 田中 昌史君 高橋 克法君 高橋はるみ君 滝沢 求君

滝波 宏文君 武見 敬三君 柘植 芳文君 堂故 茂君 友納 理緒君 豊田 俊郎君 中田 宏君 中西 祐介君 永井 学君 長峯 誠君 西田 昌司君 野上浩太郎君 野村 哲郎君 羽生田 俊君 長谷川 岳君 長谷川英晴君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤川 政人君 藤木 眞也君 船橋 利実君 古川 俊治君 堀井 巖君 本田 顕子君 舞立 昇治君 牧野たかお君 松川 るい君 松下 新平君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮崎 雅夫君 三原じゅん子君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 森 まさこ君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 太郎君 山田 俊男君 山田 宏君 山谷えり子君 山本 啓介君 山本 順三君 山本佐知子君 吉井 章君 吉川ゆうみ君 和田 政宗君 若林 洋平君 渡辺 猛之君 青木 愛君 石垣のりこ君 石川 大我君 石橋 通宏君 打越さく良君 小沢 雅仁君 小沼 巧君

大椿ゆうこ君 奥村 政佳君 鬼木 誠君 勝部 賢志君 川田 龍平君 木戸口英司君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 小西 洋之君 古賀 千景君 古賀 之土君 斎藤 嘉隆君 塩村あやか君 柴 慎一君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 高木 真理君 辻元 清美君 徳永 エリ君 野田 国義君 羽田 次郎君 広田 一君 福島みずほ君 福山 哲郎君 牧山ひろえ君 三上 えり君 水岡 俊一君 水野 素子君 村田 享子君 森本 真治君 森屋 隆君 横沢 高德君 吉川 沙織君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 石川 博崇君 上田 勇君 河野 義博君 窪田 哲也君 佐々木さやか君 里見 隆治君 塩田 博昭君 下野 六太君 杉 久武君 高橋 光男君 竹内 真二君 竹谷とし子君 谷合 正明君 新妻 秀規君 西田 実仁君 平木 大作君 三浦 信祐君 宮崎 勝君 矢倉 克夫君 安江 伸夫君 山口那津男君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 青島 健太君 浅田 均君

反対者氏名

石井 章君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 梅村みずほ君 片山 大介君 金子 道仁君 串田 誠一君 柴田 巧君 高木かおり君 中条きよし君 藤巻 健史君 松沢 成文君 松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 上田 清司君 川合 孝典君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜口 誠君 浜野 喜史君 舟山 康江君 大島九州男君 木村 英子君 天畠 大輔君 船後 靖彦君 山本 太郎君 伊波 洋一君 高良 鉄美君 齊藤健一郎君 浜田 聡君 大野 泰正君 神谷 宗幣君 鈴木 宗男君 ながえ孝子君 長浜 博行君 平山佐知子君 宮口 治子君

一一名

井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君

国家公務員等の任命に関する件（公認会計士・監
査審査会委員（井野貴章君）及び情報公開・個人情報
保護審査会委員（稲山文男君）

賛成者氏名

二一四名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 清水 真人君
自見はなこ君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋 克法君

高橋はるみ君 滝波 宏文君
友納 理緒君 中田 宏君
永井 学君 西田 昌司君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
馬場 成志君 藤井 一博君
藤井 眞也君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀井 巖君 舞立 昇治君
松川 るい君 松村 祥史君
三浦 靖君 三宅 伸吾君
宮沢 洋一君 森 まさこ君
山下 雄平君 山下 俊男君
山谷えり子君 山本 佐知子君
吉井 章君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 石垣のりこ君
石橋 通宏君 滝沢 求君
武見 敬三君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中西 祐介君
長峯 誠君 野上浩太郎君
羽生田 俊君 長谷川英晴君
比嘉奈津美君 藤川 政人君
船橋 利実君 星 北斗君
本田 顕子君 牧野たかお君
松下 新平君 松山 政司君
三原じゅん子君 宮崎 雅夫君
宮本 周司君 森屋 宏君
山田 太郎君 山田 宏君
山本 啓介君 山本 順三君
古川ゆうみ君 若林 洋平君
青木 愛君 石川 大我君
打越さく良君 滝沢 求君

小沢 雅仁君 小沼 巧君
大椿ゆうこ君 奥村 政佳君
鬼木 誠君 勝部 賢志君
川田 龍平君 木戸口英司君
岸 真紀子君 熊谷 裕人君
小西 洋之君 古賀 千景君
古賀 之士君 斎藤 嘉隆君
塩村あやか君 柴 慎一君
杉尾 秀哉君 田島麻衣子君
高木 真理君 辻元 清美君
徳永 エリ君 野田 国義君
羽田 次郎君 広田 一君
福島みずほ君 福山 哲郎君
牧山ひろえ君 三上 えり君
水岡 俊一君 水野 素子君
村田 享子君 森本 真治君
森屋 隆君 横沢 高德君
吉川 沙織君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
上田 勇君 河野 義博君
窪田 哲也君 佐々木さやか君
里見 隆治君 塩田 博昭君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 次郎君 高橋 光男君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 安江 伸夫君
山口那津男君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君

反対者氏名

一六名

青島 健太君 浅田 均君
石井 章君 石井 苗子君
猪瀬 直樹君 梅村みずほ君
嘉田由紀子君 片山 大介君
金子 道仁君 串田 誠一君
柴田 巧君 高木かおり君
中条きよし君 藤巻 健史君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榛葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 齊藤健一郎君
浜田 聡君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
ながえ孝子君 長浜 博行君
平山佐知子君 宮口 治子君

井上 哲土君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門美紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出第九号)
賛成者氏名

二二八名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
加田 裕之君 加藤 明良君
梶原 大介君 片山さつき君
神谷 政幸君 北村 経夫君
こやり隆史君 小林 一大君
古賀友一郎君 古庄 玄知君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 櫻井 充君
山東 昭子君 清水 真人君
自見はなこ君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敏三君
柘植 芳文君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 友納 理緒君

豊田 俊郎君 中曽根弘文君
中田 宏君 中西 祐介君
永井 学君 長峯 誠君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 長谷川英晴君
馬場 成志君 比嘉奈津美君
福岡 資麿君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 堀井 巖君
本田 顕子君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 靖君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君
青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君

古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 享子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君
浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君

反対者氏名

七名

大島九州男君 木村 英子君
天畠 大輔君 船後 靖彦君
山本 太郎君 齊藤健一郎君
浜田 聡君

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出第一〇号)

賛成者氏名

二二六名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君

[illegible]

大家 敏志君	太田 房江君	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	塩田 博昭君	下野 六太君	ながえ孝子君	長浜 博行君
岡田 直樹君	加田 裕之君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	杉 久武君	高橋 次郎君	平山佐知子君	宮口 治子君
加藤 明良君	梶原 大介君	森 まさこ君	森屋 宏君	高橋 光男君	竹内 真二君		
片山さつき君	神谷 政幸君	山下 雄平君	山田 太郎君	竹谷とし子君	谷合 正明君		
北村 経夫君	こやり隆史君	山田 俊男君	山田 宏君	新妻 秀規君	西田 実仁君	反対者氏名	七名
小林 一大君	古賀友一郎君	山谷えり子君	山本 啓介君	平木 大作君	三浦 信祐君	大島九州男君	木村 英子君
古庄 玄知君	上月 良祐君	山本佐知子君	山本 順三君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	天晶 大輔君	船後 靖彦君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	吉井 章君	古川ゆうみ君	安江 伸夫君	山口那津男君	山本 太郎君	齊藤健一郎君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	和田 政宗君	若林 洋平君	山本 博司君	横山 信一君	浜田 聡君	
櫻井 充君	山東 昭子君	渡辺 猛之君	青木 愛君	若松 謙維君	青島 健太君		
清水 真人君	白見はなこ君	石垣のりこ君	石川 大我君	浅田 均君	石井 章君	日程第四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	
白坂 亜紀君	進藤金日子君	石橋 通宏君	打越さく良君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二六名
末松 信介君	田中 昌史君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	梅村みずほ君	嘉田由紀子君	阿達 雅志君	青木 一彦君
高橋 克法君	高橋はるみ君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	片山 大介君	金子 道仁君	青山 繁晴君	赤池 誠章君
滝沢 求君	滝波 宏文君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	串田 誠一君	柴田 巧君	赤松 健君	浅尾慶一郎君
武見 敬三君	柘植 芳文君	川田 龍平君	木戸口英司君	高木かおり君	中条きよし君	朝日健太郎君	有村 治子君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	藤巻 健史君	松沢 成文君	井上 義行君	生稲 晃子君
友納 理緒君	豊田 俊郎君	小西 洋之君	古賀 千景君	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君	石井 準一君	石井 浩郎君
中曽根弘文君	中田 宏君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	山口 和之君	伊藤 孝恵君	石井 正弘君	石田 昌宏君
中西 祐介君	永井 学君	塩村あやか君	柴 慎一君	磯崎 哲史君	上田 清司君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
長峯 誠君	西田 昌司君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	川合 孝典君	榛葉賀津也君	今井絵理子君	岩本 剛人君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	高木 真理君	辻元 清美君	田村 まみ君	竹詰 仁君	上野 通子君	臼井 正一君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	野田 国義君	堂込麻紀子君	芳賀 道也君	江島 潔君	衛藤 晟一君
長谷川英晴君	馬場 成志君	羽田 次郎君	広田 一君	浜口 誠君	井上 哲士君	小川 克巳君	小野田紀美君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君	福島みずほ君	福山 哲郎君	舟山 康江君	井上 哲士君	尾辻 秀久君	越智 俊之君
藤井 一博君	藤川 政人君	牧山ひろえ君	三上 えり君	伊藤 岳君	岩渕 友君	大家 敏志君	太田 房江君
藤木 眞也君	船橋 利実君	水岡 俊一君	水野 素子君	紙 智子君	吉良よし子君	岡田 直樹君	加田 裕之君
古川 俊治君	星 北斗君	村田 享子君	森本 真治君	倉林 明子君	小池 晃君	加藤 明良君	梶原 大介君
堀井 巖君	本田 顕子君	横沢 高德君	古川 沙織君	大門実紀史君	仁比 聡平君	片山さつき君	神谷 政幸君
舞立 昇治君	牧野たかお君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	山下 芳生君	山添 拓君	北村 経夫君	こやり隆史君
松川 るい君	松下 新平君	石川 博崇君	上田 勇君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	小林 一大君	古賀友一郎君
松村 祥史君	松山 政司君	河野 義博君	窪田 哲也君	大野 泰正君	神谷 宗幣君	古庄 玄知君	上月 良祐君
三浦 靖君	三原じゅん子君	佐々木さやか君	里見 隆治君	鈴木 宗男君	寺田 静君		

佐藤 啓君	佐藤 信秋君	和田 政宗君	若林 洋平君	横山 信一君	若松 謙維君	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) 賛成者氏名 二三名
佐藤 正久君	酒井 庸行君	渡辺 猛之君	青木 愛君	青島 健太君	浅田 均君	
櫻井 充君	山東 昭子君	石垣のりこ君	石川 大我君	石井 章君	石井 苗子君	阿達 雅志君
清水 真人君	自見はなこ君	石橋 通宏君	打越さく良君	猪瀬 直樹君	梅村みずほ君	青山 繁晴君
白坂 亜紀君	進藤金日子君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	嘉田由紀子君	片山 大介君	赤松 健君
末松 信介君	田中 昌史君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	金子 道仁君	串田 誠一君	朝日健太郎君
高橋 克法君	高橋はるみ君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	柴田 巧君	高木かおり君	井上 義行君
滝沢 求君	滝波 宏文君	川田 龍平君	木戸口英司君	中条きよし君	藤巻 健史君	石井 準一君
武見 敬三君	柘植 芳文君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	松沢 成文君	松野 明美君	石井 正弘君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	小西 洋之君	古賀 千景君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	磯崎 仁彦君
友納 理緒君	豊田 俊郎君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	今井絵理子君
中曽根弘文君	中田 宏君	塩村あやか君	柴 慎一君	上田 清司君	川合 孝典君	上野 通子君
中西 祐介君	永井 学君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	榛葉賀津也君	田村 まみ君	江島 潔君
長峯 誠君	西田 昌司君	高木 真理君	辻元 清美君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	小川 克巳君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	野田 国義君	芳賀 道也君	浜口 誠君	尾辻 秀久君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	羽田 次郎君	広田 一君	浜野 喜史君	舟山 康江君	大家 敏志君
長谷川英晴君	馬場 成志君	福島みずほ君	福山 哲郎君	井上 哲士君	伊藤 岳君	岡田 直樹君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君	牧山ひろえ君	三上 えり君	岩渕 友君	紙 智子君	加藤 明良君
藤井 一博君	藤川 政人君	水岡 俊一君	水野 素子君	吉良よし子君	倉林 明子君	片山さつき君
藤木 眞也君	船橋 利実君	村田 享子君	森本 真治君	小池 晃君	大門実紀史君	北村 経夫君
古川 俊治君	星 北斗君	森屋 隆君	横沢 高德君	仁比 聡平君	山下 芳生君	小林 一大君
堀井 巖君	本田 顕子君	吉川 沙織君	秋野 公造君	山添 拓君	大島九州男君	古庄 玄知君
舞立 昇治君	牧野たかお君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	木村 英子君	天島 大輔君	佐藤 啓君
松川 るい君	松下 新平君	上田 勇君	河野 義博君	船後 靖彦君	山本 太郎君	佐藤 正久君
松村 祥史君	松山 政司君	窪田 哲也君	佐々木さやか君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	櫻井 充君
三浦 靖君	三原じゅん子君	里見 隆治君	塩田 博昭君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	清水 真人君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	下野 六太君	杉 久武君	大野 泰正君	神谷 宗幣君	白坂 亜紀君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	高橋 次郎君	高橋 光男君	鈴木 宗男君	寺田 静君	末松 信介君
森 まさこ君	森屋 宏君	竹内 真二君	竹谷とし子君	ながえ孝子君	長浜 博行君	高橋 克法君
山下 雄平君	山田 太郎君	谷合 正明君	新妻 秀規君	平山佐知子君	宮口 治子君	滝沢 求君
山田 俊男君	山田 宏君	西田 実仁君	平木 大作君			武見 敬三君
山谷えり子君	山本 啓介君	三浦 信祐君	宮崎 勝君			滝沢 求君
山本佐知子君	山本 順三君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君			鶴保 庸介君
吉井 章君	吉川ゆうみ君	山口那津男君	山本 博司君			堂故 茂君

友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山下 雄平君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君
吉井 章君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	若林 洋平君
渡辺 猛之君	青木 愛君
石垣のりこ君	石川 大我君
石橋 通宏君	打越さく良君
小沢 雅仁君	小沼 巧君
大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
鬼木 誠君	勝部 賢志君
川田 龍平君	木戸口英司君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君
小西 洋之君	古賀 千景君

古賀 之士君	斎藤 嘉隆君
塩村あやか君	柴 慎一君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
高木 真理君	辻元 清美君
徳永 エリ君	野田 国義君
羽田 次郎君	広田 一君
福島みずほ君	福山 哲郎君
牧山ひろえ君	三上 えり君
水岡 俊一君	水野 素子君
村田 享子君	森本 真治君
森屋 隆君	横沢 高德君
吉川 沙織君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
上田 勇君	河野 義博君
窪田 哲也君	佐々木さやか君
里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 次郎君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
青島 健太君	浅田 均君
石井 章君	石井 苗子君
猪瀬 直樹君	梅村みずほ君
嘉田由紀子君	片山 大介君
金子 道仁君	串田 誠一君
柴田 巧君	高木かおり君
中条きよし君	藤巻 健史君
松沢 成文君	松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君

伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君
上田 清司君	川合 孝典君
榛葉賀津也君	田村 まみ君
竹詰 仁君	堂込麻紀子君
芳賀 道也君	浜口 誠君
浜野 喜史君	舟山 康江君
井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	大島九州男君
木村 英子君	天晶 大輔君
船後 靖彦君	山本 太郎君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
齊藤健一郎君	浜田 聡君
大野 泰正君	神谷 宗幣君
鈴木 宗男君	寺田 静君
ながえ孝子君	長浜 博行君
平山佐知子君	宮口 治子君

反対者氏名

○名

ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に
関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月三日

参議院議長 関口 昌一殿

柳ヶ瀬裕文

ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性
等に関する質問主意書

年に一度送付されるねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額について、当職で再現を試みたところ、その金額が実際より少ない可能性に至った。なお、以下の議論は、特に断らない限り、五十歳未満かつ総報酬制導入後の加入期間のみを有する人に送付されるねんきん定期便に関するものである。この点に關し、以下質問する。

一 ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額は、厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する年金額であり、具体的な計算式としては、 $(N\text{年度の標準報酬月額及び標準賞与額}) \times (N\text{年度の再評価率}) \times \text{給付乗率} \circ \circ \circ 五$ 四八一で求められる金額を、全ての加入期間について足上げた金額(以下「本来水準年金額」という。)で相違ないか。

二 老齢厚生年金額については、平成十二年に、年金額算出に用いる係数を5%低下させることにより年金額を削減する法改正をした際、改正前の年金額を下回らないよう経過措置が講じられた。これにより、本来水準年金額と平成六年基準で計算した従前額(以下「従前額保障年金額」という。)のうち大きい方を老齢厚生年金額としているものと承知している。従前額保障年金額の方が大きい場合であっても、従前額保障年金額をねんきん定期便に記載しない理由を示されたい。

三 本来水準年金額の計算に用いる再評価率及び給付乗率 $\circ \circ \circ 五$ 四八一と、従前額保障年金額の計算に用いる再評価率、給付乗率 $\circ \circ \circ 五$ 七六九及び従前額改定率 $一 \circ \circ 四一$ (令和六

年度)を比較考量すると、二〇一七年度以降は全て、従前額保障年金額の方が大きい値になると承知している。換言すると、二〇一七年度以降初めて厚生年金に加入した二十代から三十代の現役世代に対しては、ねんきん定期便に本来水準年金額を記載していることで、老齢厚生年金額を実際よりも過少に示していると考えられる。従前額保障年金額が適用される人には、従前額保障年金額をねんきん定期便に記載すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

四 ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額には、経過の加算額は含まれていないという点で相違ないか。また、ねんきん定期便に経過の加算額を記載していない理由を示されたい。

五 経過の加算額は、特に、二十歳未満又は六十歳以降に厚生年金に加入した場合に大きく増える(ただし、厚生年金加入期間が四百八十月を超えるときは、四百八十月を限度に計算する)。具体例を挙げれば、高校卒業後十八歳で就職して厚生年金に加入し、十代のうちに十八ヶ月厚生年金に加入した人は、令和六年度基準の定額部分単価千七百一円×十八、すなわち三万六千八百円の経過の加算額が生じると承知している。十代で厚生年金に加入した人の経過の加算額が比較的多いことを踏まえれば、五十歳以降に送付されるねんきん定期便と同様に、老齢厚生年金額に経過の加算額を記載すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

六 二〇二三年度に適用された年金額改定では、実質賃金の上昇を受け、新規裁定者はプラス二・二%、既裁定者はプラス一・九%の改定となった。この場合、現役世代の年金額見込額の

計算はプラス二・二%で改定されるのが原則であるところ、従前額保障年金額は物価上昇率で改定されるため、従前額保障年金額が適用されている現役世代の年金見込額はプラス一・九%の改定にとどまり、一部で混乱が生じた。国民、とりわけ現役世代における年金額改定への意識を高めるためにも、ねんきん定期便又はねんきんネット等に現在記載されている老齢厚生年金額が本来水準年金額と従前額保障年金額の違いであるかを記載することを検討すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員柳ヶ瀬裕文君提出ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柳ヶ瀬裕文君提出ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「五十歳未満かつ総報酬制導入後の加入期間のみを有する人に送付されるねんきん定期便」に関しては、御指摘のとおりである。

二及び三について

お尋ねの「五十歳未満かつ総報酬制導入後の加入期間のみを有する人に送付されるねんきん定期便」において、御指摘の「老齢厚生年金額」

として「本来水準年金額」を記載し、「従前額保障年金額の方が大きい場合であっても、従前額保障年金額をねんきん定期便に記載しない理由については、「五十歳未満」の人は年金の受給まで相応の期間があり、今後の経済状況等によつては「本来水準年金額」に変動が起り、必ずしも将来にわたつて御指摘のように「二〇一七年度以降は全て、従前額保障年金額の方が大きい値になる」及び「従前額保障年金額が適用される」とは限らず、また、年金給付に関する情報を分かりやすくお示しするよう、「ねんきん定期便」の「送付」までの厚生年金保険への加入による保険料の納付実績を基に単純に計算した「本来水準年金額」を示すことが適当であると考えているためであり、御指摘のように「従前額保障年金額をねんきん定期便に記載すべき」とは考えていない。

なお、「総報酬制導入後の加入期間」に加え、「総報酬制導入」前の「加入期間」を「有する人」の「老齢厚生年金額」は、一で御指摘の「厚生年金保険法第四十三条」の規定に加え、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十条及び第二十一条の規定により、「総報酬制導入」前の「加入期間」も勘案して、「本来水準年金額」に相当する額(以下「本来水準年金額」相当額)という。及び「従前額保障年金額に相当する額(以下「従前額保障年金額」相当額)という。が計算されること、五十歳未満」であつて、「総報酬制導入後の加入期間」に加え、「総報酬制導入」前の「加入期間」を「有する人に送付されるねんきん定期便」においても、同様の考え方で、「本来水準年金額」相当額のみを記載している。

また、「五十歳」以上の「人に送付されるねんきん定期便」においては、年金の受給開始年齢に近く一般に相応の厚生年金保険への加入実績を有するため、老後の生活をイメージしやすいよう実態に即した形で「老齢厚生年金額」を示すことが適当であると考えており、「老齢厚生年金額」として、「ねんきん定期便」の「送付」前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十条第一項に規定する標準報酬月額で六十歳まで同じ条件で加入し続けたものと仮定して計算した「本来水準年金額」相当額及び「従前額保障年金額」相当額を比較した上で、大きい方の額を記載している。

四及び五について

お尋ねの「五十歳未満かつ総報酬制導入後の加入期間のみを有する人に送付されるねんきん定期便」においては、御指摘の「五十歳以降に送付されるねんきん定期便」の場合と異なり、御指摘のとおり「経過の加算額を記載していない」が、お尋ねのその「理由」としては、「五十歳未満」の人は年金の受給まで相応の期間があり、今後の加入状況によつては「経過の加算額」の計算結果に幅が生じ、現時点で正確な情報をお示しすることは困難であり、年金給付に関する情報を分かりやすくお示しするよう、「ねんきん定期便」の「送付」までの厚生年金保険への加入による保険料の納付実績を基に単純に計算した一で御指摘の「本来水準年金額」のみを示すことが適当であると考えているためであり、御指摘のように「経過の加算額を記載すべき」とは考えていない。なお、「五十歳未満」であつて、「総報酬制導入後の加入期間」に加え、「総報酬制導入」前の「加入期間」を「有する人に送付されるね

んきん定期便」においても、同様の考え方で、「本来水準年金額」相当額のみを記載している。六について

御指摘の「ねんきん定期便又はねんきんネット等」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、「五十歳未満」の人の「ねんきん定期便又はねんきんネット」においては、二及び三について述べた「五十歳未満かつ総報酬制導入後の加入期間のみを有する人に送付されるねんきん定期便」に関する「理由」と同様、年金給付に関する情報を分かりやすくお示しするよう、厚生年金保険への加入による保険料の納付実績を基に単純に計算した「老齢厚生年金額」を示すことが適当であると考えており、「総報酬制導入後の加入期間のみを有する人」には「本来水準年金額」を、「総報酬制導入後の加入期間」に加え、「総報酬制導入」前の「加入期間」を「有する人」には「本来水準年金額」相当額を示すことが適当であると考えているため、御指摘のように「老齢厚生年金額が本来水準年金額と従前額保障年金額のいずれであるかを記載することを検討すべき」とは考えていない。

また、「五十歳」以上の人の「ねんきん定期便又はねんきんネット」においては、「本来水準年金額」相当額及び「従前額保障年金額」相当額を比較した上で、大きい方の額を「記載」しているが、年金給付に関する情報を分かりやすくお示しする観点からは、「老齢厚生年金額が本来水準年金額と従前額保障年金額のいずれであるかを記載することを検討すべき」とまでは考えていない。

いずれにせよ、「五十歳未満」であるか「五十

歳」以上であるかにかかわらず、「ねんきん定期便又はねんきんネット」に現在記載されている老齢厚生年金額が本来水準年金額と従前額保障年金額のいずれ「かになる」ということや、四及び五で御指摘の「経過的加算」等を含め、年金制度の仕組みについては、厚生労働省及び日本年金機構のホームページ並びに「ねんきんネット」も活用しながら、幅広い周知に努めてまいりたい。

団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月七日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問主意書
社会保障負担が高いという民意が高まっている
社会保険料の一つである介護保険料に対し、国民からの関心が特に高く寄せられている。介護保険制度では、四十歳以上六十五歳未満の第二号被保険者の保険料は医療保険料と一体的に徴収され、被保険者が被用者保険に加入している場合、全国健康保険協会(協会けんぽ)や各健康保険組合等の保険者が介護保険料率を設定する。また、六十五歳以上の高齢者を対象としている第一

号被保険者の保険料は、市町村ごとに決定される。しかし、介護保険料及び保険料率には法律上の明確な上限が存在しないとの指摘がある。

介護保険制度については、今後少子高齢化の進行が予測されることから、財政負担が更に増加することが予測されている。特に、令和七年には「団塊の世代」が七十五歳以上の後期高齢者となり、介護サービスの利用者数が増加することで、介護給付費の急増は避けられないと推測される。政府の試算では、令和六年度予算で総額約十三兆円となっている介護給付費は、令和二十二年には約二十六兆円と倍増する見込みであるとされている。これに伴う介護保険料及び保険料率の急増は、国民負担率を更に高くするとともに、今後現役世代を苦しめるばかりでなく、介護保険制度の持続可能性に深刻な影響を及ぼすおそれもある。介護保険財政を適正に維持するためには、介護保険料及び保険料率の上限設定や、介護給付費の抑制策を講ずることが不可欠ではないかと思料する。

例えば、介護保険料及び保険料率の上限を法定化し、被保険者の負担に歯止めを掛けることや、ケアマネジメントの適正化、予防介護の強化等、介護サービスの適正な見直しにより給付費の増加を抑制すること、国費の投入を増やし、介護保険料及び保険料率の上昇を抑えること等の施策の検討が急務であると考えてる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 介護保険料及び保険料率の上限は法定化されているか。法定化されている場合はその根拠となる法令及び法定化されている上限の概要を、法定化されていない場合はその理由を示された

い。

二 前記一について、介護保険料及び保険料率の上限が法定化されていない場合、現役世代の負担及び経済的悪影響を勘案して上限を法定化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 政府が推計している介護給付費の将来予測について、今後二十年における、年度ごとの推計総額を示されたい。

四 前記三について、介護給付費の増加と連動して、介護保険料及び保険料率も上昇し続けるのか政府の見解を示されたい。また、介護給付費の増加と連動して、介護保険料及び保険料率が上昇するとの見解の場合、当該見解に併せて、前記二で推計した年度ごとに、介護保険料及び保険料率がどの程度上昇するのか示されたい。

五 政府が現在実施している介護給付費の増加の抑制に係る施策を全て示されたい。また、介護給付費の増加の抑制に係る施策を実施していない場合、直ちに行うべきと考えるが政府の見解を示されたい。

六 前記五について、介護給付費の増加の抑制として、特に、要介護認定の厳格化、在宅介護の推進、介護サービスの適正化などについては、実施していないのであれば直ちに実施すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 介護給付費の抑制について、政府の今後の方針を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。
右質問する。

令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

介護保険制度においては、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百七十七条第一項の規定等に基づき、市町村特別区を含む。以下同じ。が三年を一期とする市町村介護保険事業計画において、法第七十条第十項に規定する日常生活圏域における法第一百七十七条第二項各号に掲げる介護給付等対象サービスの種類ごとの量（以下「サービス量」という。）の見込み等の事項について、各市町村の議会における議論を経るなどして定め、法第二百二十九条第三項の規定等により、当該サービス量の見込み等に基づく法第十八条に規定する保険給付等を行うために必要な費用の一部について、各保険者において徴収する介護保険料により負担することとなっている。

その上で、お尋ねの「被保険者が被用者保険に加入している場合」の「第二号被保険者」の介護保険料の保険料率及び「第一号被保険者」の介護保険料について、これらの「上限を設定することについては、各保険者において徴収する介

護保険料による収入が十分に確保されなくなるおそれがあり、ひいては、市町村において当該サービス量等を十分に見込めなくなるおそれがあることなどから、「介護保険料及び保険料率」に「上限を設定することは困難と考えている。三について

お尋ねの「介護給付費の将来予測」について、御指摘の「今後二十年における、年度ごとの推計」はしていないが、「二十四十年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成三十年五月二十一日経済財政諮問会議提出。以下「社会保障の将来見通し」という。）においては、「経済前提」として、「二千二十七年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成三十年一月）等」に、「二千二十八年度以降は、公的年金の」、「平成二十六年財政検証ケースF」に基づき試算した「ベースラインケース」及び「平成二十六年財政検証ケースE」に基づき試算した「成長実現ケース」の二つを置いた上で、それぞれの前提ごとに、「医療・介護サービスの足元の年齢階級別の受療率等（入院・外来の受療率、サービスごとの利用率）を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算」した場合の「現状投影」によるものと、「地域医療構想に基づく二千二十五年度までの病床機能の分化・連携の推進、第三期医療費適正化計画による二千二十三年度までの外来医療費の適正化効果、第七期介護保険事業計画による二千二十五年度までのサービス量の見込みを基礎として計算」した場合の「計画ベース」によるものの二つの「将来見通し」を示しているところ、これによれば、二千二十五年度、二千三十三年度、二千三十五年度及び二千四十年度については、例えば、「ベー

スラインケース」及び「計画ベース」による推計の場合、それぞれ十五・三兆円、十八・六兆円、二十二・三兆円及び二十五・八兆円と示している。

四について

「前記三について、介護給付費の増加と連動して、介護保険料及び保険料率も上昇し続けるのか」とのお尋ねについては、三についてでお答えしたとおり、「年度ごとの推計」をしていないため、お答えすることは困難である。また、「介護保険料及び保険料率がどの程度上昇するか」とのお尋ねについては、御指摘の「年度ごとに」推計していないが、社会保障の将来見通しにおいては、二千二十五年度及び二十四十年度については、例えば、「ベースラインケース」及び「計画ベース」による推計の場合、「一号保険料（二千十八年度賃金換算）」は、それぞれ約七千二百円及び約九千二百円、「二号保険料 協会けんぽ・健保組合」は、それぞれ二・〇パーセント及び二・六パーセント、「三号保険料 市町村国保（二千十八年度賃金換算）」は、それぞれ約三千五百円及び約四千四百円と示している。

五及び七について

御指摘の「介護給付費の増加の抑制に係る施策」及び「介護給付費の抑制について」の「今後の方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、給付と負担の在り方については、介護サービスの利用者負担について、介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者に係る世代内の負担の公平化を図るため、これまで、累次の改正により、法第四十九条の二及び第五十九条の二の規定による一定以上の所得を有する者の利

用者負担の引上げ等の見直しを行ってきたところである。

今後も介護給付費の増加が見込まれる中、サービスの質を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高めることは重要であり、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和五年十二月二十二日全世代型社会保障構築本部決定）等に基づき、給付と負担の在り方について、引き続き、検討を進めてまいりたい。

六について

御指摘の「介護給付費の増加の抑制として、……直ちに実施すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、例えば、「介護給付適正化計画」に関する指針（令和五年九月十二日付け老介発〇九一二第一号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知別紙）に基づき、「受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すこと」等を目的に、「介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業」として、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」等を推進しているところである。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月七日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問主意書

私が第二百十六回国会に提出した「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に係る政府の取組や進捗状況に関する質問主意書」(第二百十六回国会質問第二四号)に対する答弁(内閣参質二一六第二四号。以下「答弁二四号」という。)において、政府は、

「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和三年二月一日衆議院内閣委員会)の二十三において、国及び都道府県は、これまでの検査、保健所、医療提供体制の問題点を検証の上、今後の計画的な整備を図ること」とされていること及び二十六において「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、・・・第三者の立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること」とされていること等も踏まえ、令和二年七月から現在までの間に、令和元年十二月末以降の新型コロナウイルス感染症への対応(以下「新型コロナウイルス」という。)に関する資料等について、地方公共団体、医療関係団体、感染症に係る危機管理の専門家等を構成員又は委員とする「新型コロナウイルスエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会」や「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。、「新型コロナウイルスエンザ等対策推進会議」(以下「推進会議」という。)等に提出し、これらの場において、当該資料等も踏まえつつ、経済団体等からのヒアリング等を含めて、新型コロナウイルス対応における課題の整理等について議論が行われてきたところ、お尋ねの「問題点を検証」した結果」及び「第三者の立場から、客観的、科学

的に検証し」た結果」については、令和四年六月十五日に有識者会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」や令和五年十二月十九日に推進会議が取りまとめた「新型コロナウイルスエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」等として公表されているとおりである。」と答弁している。

一 答弁二四号のとおり、「有識者会議」及び「推進会議」(以下「両会議」という。)がそれぞれ取りまとめた報告は、「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和三年二月一日衆議院内閣委員会)(以下「当該附帯決議」という。)の二十六令和二年五月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者の立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。」に応えたものであり、政府の公式見解として採用されているか示されたい。

二 当該附帯決議では「第三者の立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表する。」としているが、両会議は、新型コロナウイルス対応の当事者であり、両会議の検証結果は「第三者の立場から」の検証という条件を満たしていないと思料する。当該附帯決議の要請に応じ、第三者の立場からの検証を改めて行い、政府として公式な検証結果を国民に対して公表する必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

三 政府として両会議の検証及び報告が当該附帯決議の要請を満たしていると考えている場合、その根拠を示されたい。

四 有識者会議が令和四年六月十五日に公表した「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」(以下「同報告書」という。)に関して、以下質問する。

1 パンデミックが収束し、新型コロナウイルス感染症が令和五年五月に五類感染症に指定されたことに鑑みると、一連の新型コロナウイルス感染症対策(以下「新型コロナウイルス対策」という。)に係る検証は令和二年二月から令和五年五月までを対象として行うべきと思料する。しかし、同報告書は、パンデミック収束前に取りまとめられたものであり、当該附帯決議に対する政府の検証結果とするには必要な条件を満たしていないと思料するが政府の見解を示されたい。

2 コロナ禍の経済への影響について、同報告書では「これまでの経済動向を実質GDPの動きで概観すると、最初の緊急事態宣言を行った二〇二〇年四月六期に大きく落ち込んだものの、足下の二〇二二年一―三下期では感染症発生前(二〇一九年十月―十二月期)と概ね同水準となっている。」としている。

(1) 同報告書では、令和二年四―六期と令和四年一―三下期のみを比較しているが、パンデミック対策は令和二年二月から令和五年五月まで続けられた。政府は、改めて一連の新型コロナウイルス対策による経済活動への影響を、令和二年二月から令和五年五月までの期間にわたって検証するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

(2) 同報告書では、実質GDPというマク

ロ経済指標を検証に用いているが、実質GDPによる比較のみでは、新型コロナウイルス対策の経済活動への影響の実態を検証、評価しているとは言えないと思料する。事業ごと、業種ごと、地域ごとに定性分析を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 同報告書の「特措法に基づく要請を行う場合は、私権の制限につながるものであることから、要請の目的と手段に合理性が必要である。」、「都道府県知事が行う様々な要請について、要請の名の下に、事実上の私権制限が行われたのではないか。」との記述について、以下質問する。

(1) 前記記述は、どの委員からの指摘を踏まえたものであるか示されたい。

(2) 「特措法に基づく要請」及び「都道府県知事が行う様々な要請」について、どのような要請を私権の制限だと指摘しているのか具体的に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月十八日

参議院議長 内閣総理大臣 石破 茂
参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「政府の公式見解として採用されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）が令和四年六月十五日に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（以下「有識者会議報告書」という。）や新型コロナウイルスエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）が令和五年十二月十九日に取りまとめた「新型コロナウイルスエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」（以下「改定に向けた意見」という。）についても、御指摘の「当該附帯決議」の「二十六」に「応えたもの」であると考えている。

二について

御指摘の「両会議は、新型コロナウイルス対応の当事者であり」の意味するところが必ずしも明らかではないが、有識者会議及び推進会議については、地方公共団体、医療関係団体、感染症に係る危機管理の専門家等を構成員又は委員としており、「第三者的立場からの検証」が行われたものと考えている。

三について

お尋ねについては、御指摘の「その根拠の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。」

四の1について

御指摘の「当該附帯決議に対する政府の検証結果とするには必要な条件を満たしていない」

の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「当該附帯決議に対する政府の検証結果」については、有識者会議報告書や改定に向けた意見等として公表されているとおりである。

四の2の（一）について

御指摘の「経済活動への影響」については、有識者会議報告書においては、「実質GDPの動きで概観」して、御指摘の「令和二年四―六月期」と令和四年一―三月期」について比較分析が行われているところ、その後においても、例えば、内閣府が令和五年八月に取りまとめた「令和五年度年次経済財政報告」において、御指摘の「令和五年五月までの期間」を含めて分析を行っているところであり、現時点において改めて「検証する」予定はない。

四の2の（二）について

御指摘の「事業ごと、業種ごと、地域ごとに定性分析を行う」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、推進会議においては、「事業ごと、業種ごと」について、飲食業、旅行業、宿泊業等の関係者からヒアリングを行うなどしながら、また、「地域ごと」について、都道府県別の「人出の推移」等についての資料を確認するなどしながら、「経済活動への影響」等について議論が行われたところである。

四の3の（一）について

お尋ねについては、必ずしも一委員からの「指摘」を踏まえたものというわけではなく、有識者会議における委員からの「憲法で保障された移動や営業の自由を制限するからには、制限を受ける国民・事業者にとっても納得感のある、必要で合理的な範囲に対策を絞っていた」だ

きたい」、「リアルタイムデータで、その意義、それが実際には効果があるのか、ないのかということを常に見直し、これは違うな、あるいはもう不必要だなと思ったときには、すぐに制限を解除する。これによって制限が必要な限度に抑えられる」、「人流抑制という名の下に、様々な私権制限が恣意的に行われなかったか」等の「指摘」を踏まえて「記述」されたものである。

四の3の（二）について

お尋ねについては、四の3の（一）について述べた「指摘」にあるとおり、例えば「移動や営業の自由を制限する」ことや「人流抑制」が「指摘」されているところである。



日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月七日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問主意書

朝鮮の独立運動家・尹奉吉（ユン・ボンギル）の追悼記念館が二〇二五年四月二十九日に石川県金沢市内にオープンすると報道されている。尹奉吉は一九三二年四月二十九日に上海市内の虹口公園（現・魯迅公園）で行われた天皇誕生日の式典で爆弾を投げ、上海派遣軍司令官として出席した白川

義則陸軍大將ら要人二人を殺害した。その後、尹奉吉は死刑判決を受け、同年、金沢市で銃殺された。

日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることについて政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問に対する答弁書

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問主意書

令和七年三月十二日

参議院議長 関口 昌一殿 福島みずほ

日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問主意書

エチオピアは、ノーベル平和賞を受賞したアビィ・アハメド・アリ首相の下で、この三年の間に内戦状態に陥り、民族浄化とも評される深刻な民族対立が生じている。日本におけるエチオピア人難民の保護の現状について以下質問する。

一 エチオピアの現状について

1 政府は二〇二一年に「エチオピア北部における国内避難民等に対する緊急無償資金協力」を実施する等、同国の人権状況の改善に積極的に取り組んでいると承知している。二〇二一年以降、国連人権理事会は「International Commission of Human Rights Experts on Ethiopia」(以下「国際委員会」という。)を設置し、国連の様々な機関がエチオピアの紛争と残虐行為に関する決議やプレスリリースを発表している。

国際委員会の活動内容について政府の把握状況を示されたい。また、国連の機関によるエチオピアの紛争と残虐行為に関する決議やプレスリリースについて表題の訳文とともに政府の把握状況を示されたい。

2 政府は国連の場合において、エチオピアについてどのような見解を表明しているか示されたい。

二 出入国在留管理におけるエチオピア人難民認定申請者について

現在、法務省が公表している毎年のエチオピア人の①難民認定申請者数、②難民認定者数は次のとおりである。

平成二十六年 ①二十三人 ②不明
平成二十七年 ①十七人 ②不明

令和七年三月二十六日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

平成二十八年 ①十三人 ②四人
平成二十九年 ①二十二二人 ②不明
平成三十年 ①十三人 ②五人
令和元年 ①三十五人 ②二人
令和二年 ①不明 ②〇人
令和三年 ①十人 ②〇人
令和四年 ①十七人 ②二人
令和五年 ①不明 ②六人

提出された難民認定申請が同一一年内に処理されていると仮定すれば、十年を通じたエチオピア人難民認定申請者の認定率は高くても約十三%(十九人/百五十人)である。これは、エチオピアの人権状況の劣悪さから考えて余りにも低いと言わざるを得ない。国際基準に合致する難民認定が実施されているのか検証する必要がある。実際、関係資料によれば、米国の認定率は六十六%である。

1 過去十五年における難民認定申請者数に占める難民認定者数の割合(以下「難民認定率」という。)及び難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の合計に占める難民認定者数及び補完的保護対象者認定者の合計の割合(以下「庇護率」という。)をそれぞれ明らかにされたい。

2 二〇二四年十一月末現在における、難民認定申請中のエチオピア人の数を示されたい。
3 二〇二四年十一月末現在における、難民認定処分に係る審査請求を行っているエチオピア人の数を示されたい。

4 二〇二四年十一月末現在における、仮放免されており就労資格や国民健康保険加入資格のないエチオピア人の数を示されたい。また、出入国在留管理庁の収容場に収容されて

いる難民認定申請中又は審査請求中のエチオピア人の数を示されたい。

5 難民等に関する出身国情報について、法務省のウェブサイトに公表されている英国内務省、米国内務省等の出身国情報以外に、本省の難民認定室が保有し、地方出入国在留管理官署(以下「地方入管」という。)の難民調査官が閲覧可能なエチオピアに関する出身国情報はあるか示されたい。

6 過去三年間、エチオピア人難民認定申請者の保護についてUNHCRと協議したり、UNHCRから何らかの文書を得たりしたことはあるか示されたい。ある場合は、難民調査官や難民審査参与員に協議の結果や文書の内容を情報提供し、難民認定の審査に反映させるため、どのような措置を講じているか示されたい。

7 米国、カナダ、英国、ニュージーランド、オーストラリア、欧州連合など、他国におけるエチオピア人難民認定申請者の難民認定率ないし庇護率を把握しているか。把握している場合は、把握している国の難民認定率ないし庇護率を示されたい。

8 エチオピアにおける人権状況の急激な悪化に鑑み、ノン・ルフールマン原則に違反する強制送還を予防する防護措置として、北米、欧州諸国でどのような措置が講じられているか政府の把握状況を示されたい。

三 難民認定手続全体について

1 難民認定手続では、処分庁である地方入管が審査庁となる本省難民認定室に事案を進達し判断を仰ぐこととされており、これは処分庁と審査庁の独立を損なうものであると考え、政府の見解を示されたい。

2 個々の難民不認定処分に係る審査請求において、難民認定室の職員が処分庁である地方入管の代表者として審尋に臨み、審査請求人や難民審査参与員からの質問に処分庁として回答する実務が行われている。これは、難民認定室が処分庁たる地方入管に出身国情報を提供するという補助的、限定的な役割にとどまらず、意思決定権者であることを公的に示す行為であると考え。審尋の場において当該難民認定室職員は、所属も氏名も明らかにしない。処分庁に所属しない難民認定室職員が地方入管職員の代わりに発言するのは違法と考えるが政府の見解を示されたい。

3 難民認定室は審理員である難民審査参与員に出身国情報を提供しているか示されたい。

4 審査庁は独自に出身国情報を収集する体制を有しているか。あるいは、審査庁は、難民認定室に出身国情報の提供を依存しているのか示されたい。

5 出入国在留管理庁は、難民該当性の評価に先立って難民認定申請者の主張の信ぴょう性を評価するための具体的な手順や注意事項を定めた文書を有しているか示されたい。有している場合は、その文書名を明らかにされたい。

右質問する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問に対する答弁書

一の一について

前段のお尋ねについては、御指摘の「国際委員会」は、令和三年十二月十七日に第三十三回人権理事会特別会合（以下「特別会合」という。）において採択された決議に基づいて、令和二年十一月三日以降にエチオピアにおいて発生した国際人権法の違反等が疑われる事案に関する調査等を行うことを目的として設置され、令和五年十月にその活動を終了したものと承知している。

後段のお尋ねについては、「エチオピアの紛争と残虐行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、エチオピアの人権状況については、令和六年六月十四日に、国連人権高等弁務官事務所が、「エチオピア・国連人権高等弁務官が侵害と濫用を止める持続的な努力を要求」（仮訳）と題するプレスリリースを行ったと承知している。

一の二について

お尋ねについては、例えば、特別会合において、エチオピアにおける長期的な平和と安定を達成するための取組に貢献していく旨の発言を行った。

二の一について

お尋ねの「過去十五年における難民認定申請者数に占める難民認定者数の割合」及び「難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の合計に占める難民認定者数及び補完的保護対象者認定者の合計の割合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十

一年から令和五年までの間に難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）をした者のうち難民と認定したものの割合及び難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（同条第二項の補完的保護対象者の認定の申請をいう。）をした者のうち難民と認定したものの又は補完的保護対象者として認定したものの割合についてのお尋ねであれば、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二の二から四までについて

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二の五について

お尋ねのような「出身国情報」はある。

二の六について

出入国在留管理庁において、令和五年十二月に、国連難民高等弁務官事務所から「エチオピアへの帰還に関するUNHCRの見解（仮訳）」と題する文書を受領しており、当該文書については、難民調査官に提供し、また、難民審査参与員からの求めに応じて提供している。

二の七について

お尋ねの「他国におけるエチオピア人難民認定申請者の難民認定率ないし庇護率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、諸外国における難民認定制度及び「庇護」に関する制度について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

二の八について

お尋ねの「エチオピアにおける人権状況の急

激な悪化に鑑み、ノン・ルフールマン原則に違反する強制送還を予防する防護措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、諸外国の法制度を網羅的に把握していないため、一概にお答えすることは困難であるが、難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号）又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）の締約国は、「ノン・ルフールマン原則」に関連する規定を含めた同条約又は同議定書の実施について、必要な措置を講ずることとなる。

三の一、二及び四について

お尋ねの「審査庁となる本省難民認定室」、「処分庁に所属しない難民認定室職員が地方入管職員の代わりに発言する」及び「審査庁は独自に出身国情報を収集する体制を有しているか。あるいは、審査庁は、難民認定室に出身国情報の提供を依存しているのか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の三について

お尋ねの「難民認定室」は、難民審査参与員からの求めに応じて「出身国情報」を提供している。

三の五について

お尋ねについては、「難民認定等事務取扱要領（平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知）」において、「調査における事実認定に係る留意事項」及び「聴取事項等」について記載している。

軌道法に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月十二日

参議院議長 関口 昌一殿 柴田 巧

軌道法に関する質問主意書

軌道法は大正十年に公布された古い法律であり、主として路面電車等に適用するためのものであったと解される。その後、改正がなされてきたものの、同法は十分に整理整序されているようには見受けられず、新たな交通システム等には的確に対応していない点もあると考えられる。このため、民間事業者や地方公共団体の中には、新たな軌道の設置の検討を早々に断念する例もある。

一方、富山市や宇都宮市を走るライトレール（LRT）等の新たな交通システムは環境負荷が比較的少なく、今後、地域モビリティとして、その需要が高まることが予想される。

そこで、軌道法につき、以下質問する。

一 軌道法第一条は「一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス」と定めるが、同法では軌道についての明確な定義がなされていない。軌道法における軌道の定義及び軌道法が適用される要件を示されたい。また、軌道法と道路法との関係について、政府の見解を示されたい。

二 近年、ゴムタイヤを使用し、光学式センサーによって道路上の白線マーカーを読み取りながら走行する交通システムや、埋め込まれた磁気マーカー上を走る交通システム等が開発されている。このような仮想レールであっても軌道と

みなされ、軌道法が適用されるのか、政府の見解を示されたい。

三 軌道法第二条は「軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設スヘシ」と、また、軌道建設規程第三条は「道路上其ノ他公衆ノ通行スル場所ニ敷設スル軌道ヲ併用軌道」とそれぞれ定めている。併用軌道が敷設され、幅員が十分でない道路は公道としての機能を失い、全ての一般車両等の通行が認められなくなるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員柴田巧君提出軌道法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柴田巧君提出軌道法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「軌道」とは、一般に、「車両の通行道。路盤の上につくった、レール・枕木・道床などから成る線路構造物の総称。(出典 広辞苑)」を意味するものとされていると承知している。

なお、法令においては、様々な語を組み合わせることで条文とすることにより、規範としての一定の意味内容を表しているところ、そこで用いられる個々の語については、お尋ねの「軌道」のように、その意味が日本語として一般に理解されるものである限り、その一つ一つについて定義をして用いているものではない。

お尋ねの「軌道法が適用される要件」については、軌道に沿って走行する車両の進路がどのような仕組みによって決定されるのか等を踏まえ、個別具体の事案に即して判断すべきものであると考える。

お尋ねの「軌道法と道路法との関係」については、その趣旨が必ずしも明らかではないが、軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の規定により国土交通大臣の特許を受けた者は、同法第四条の軌道敷設に要する道路の占用について、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項の道路管理者の許可を受けたものとみなされる。

二について

お尋ねについては、御指摘の「仮想レール」に沿って走行する車両の進路がどのような仕組みによって決定されるのか等により異なることから、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「公道としての機能を失い」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「全ての一般車両等の通行が認められなくなるのか」については、個別具体的な状況が明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二十一条第一項の規定においては、同法第二条第一項第八号に規定する車両(同項第十二号に規定するトロリーバスを除く。以下同じ)は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切する場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならないとされており、他方、道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の

幅員が当該車両の通行のため十分なものでないときその他の同法第二十一条第二項各号に掲げる場合には、同法第二条第一項第十三号に規定する路面電車の通行を妨げない範囲内で、車両は軌道敷内を通行することができるとされている。

公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月十二日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問主意書

マクロ経済スライドは平成十六年の年金制度改正で導入された仕組みであり、賃金や物価による年金額の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整するものである。具体的には、賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことにより、年金の給付水準を調整している。つまり、マクロ経済スライドによって年金給付額が抑えられることとなる。マクロ経済スライドが、厚生労働省が公表している公的年金シミュレーターに反映されているか等につ

いて、以下質問する。

一 公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されているか。反映されていない場合は、その理由を併せて示されたい。

二 前記一について、マクロ経済スライドが反映されていない場合、マクロ経済スライドを反映させると、将来の年金受給額はどの程度減額されるのか、推計額を示されたい。

三 前記二について、推計額を示すことが困難な場合、その推計額を把握して国民に周知すべき、又は公的年金シミュレーターでマクロ経済スライドを反映させた推計額が表示されるように変更すべきと考えるが政府の見解を示されたい。また、マクロ経済スライドが導入されている以上、政府は、年金受給額の減額の程度や時期の見込みについて、今後の推計を示すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「公的年金シミュレーター」にはマクロ経済スライドが反映されているか」とのお尋ねについては、厚生労働省ホームページの「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」の「よくあるご質問(Q&A)」において、例えば令和六年度に試算した場合、「シミュレーターで示す試算額は、今年度(令和六年度)時点の年金水準になつていきます。今後実施されるマクロ経済スライド調整については、考慮されていません。」と記載されているとおり、試算を行った日の属する年度(以下「試算年度」という。)については、試算年度までのお尋ねの「マクロ経済スライド」が「反映」された水準で、受給開始年度以降の年金額が表示されることになるが、試算年度の翌年度以降の「マクロ経済スライド」は「反映」されず、受給開始年度の翌年度以降の年金額については、それが「反映」された水準とはなっていない。

また、「マクロ経済スライドを反映させると、将来の年金受給額はどの程度減額されるのか、推計額を示されたい」とのお尋ねについては、「推計額は「公的年金シミュレーター」の利用者ことに異なるため、一概にお答えすることは困難である。

さらに、「公的年金シミュレーター」により表

示される受給開始年度の翌年度以降の年金額は、試算年度の翌年度以降の「マクロ経済スライド」が「反映」されていない水準であるが、そもそも試算年度の翌年度以降の物価や賃金等の伸びが「反映」された水準でもなく、「減額されるべきものではないことから、御指摘のように「将来の年金受給額はどの程度減額されるのか」の「推計額を把握して国民に周知すべき」及び「年金受給額の減額の程度や時期の見込みについて、今後の推計を示すべき」とは考えていない。

加えて、「公的年金シミュレーターでマクロ経済スライドを反映させた推計額が表示されるように変更すべき」との御指摘については、「公的年金シミュレーター」の利用者は、一般に、年金を受給するまで相応の期間があるところ、試算年度の翌年度以降の期間の「マクロ経済スライド」も「反映」した年金額を試算するためには、試算年度の翌年度以降の物価や賃金等について年度ごとに一定の仮定を置いて試算する必要がありますがあることから、利用者の働き方等に対応した将来受け取る年金額を利用者自らが簡単な入力で試算し、表示することとしている「公的年金シミュレーター」の趣旨に照らすと適当ではないと考えている。

なお、年金額の推計に関しては、令和六年七月三日の第十六回社会保障審議会年金部会の資料「令和六(二〇二四)年財政検証結果の概要」において、「所得代替率及びモデル年金の将来見通し」等を示しているところである。

指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月十三日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センター」の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律「令和五年法律第八十九号。令和五年十二月三十日施行。以下「特例法」という。は三年間の時限立法であり、第一条において、日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例について定めている。特例法第七条に基づき、文部科学省は令和六年三月七日、宗教法人世界平和統一家庭連合(旧統一教会)(以下「家庭連合」という。)を「指定宗教法人」に指定した。

法テラスは、特定不法行為等(法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと)を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となつた不法行為等及びこれらと同種の行為であつて、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの)に係る被害者(以下「特定被害者」という。)に対して通常よりもはるかに優遇された手厚い司法援助を与え

ている。

しかし、「それらを国民の税金により特別に優遇して保護する合理的な理由はなく、法の下の平等に反する」と指摘するとともに、特例法が定める財産開示制度は、「現行の財産開示制度から見ると、著しく乖離した財産開示を認めるものであり、財産権及びプライバシーを侵害するばかりか、その手続の公正性を欠いており、適正手続保障にも反して、違憲であると言わざるを得ない」と、家庭連合の代理人は同法案の審議中に、衆参両院の法務委員会宛ての意見書において、強く問題点を指摘し、警告している。

債権者が債務者の財産情報を入手できる法律上の制度は、本来、民事執行法第四章「債務者の財産状況の調査」しかないはずであるが、この特例法では、単に「自分は被害者だ」と虚偽の主張をするだけで、誰でも家庭連合の財産情報を入手できるようになっており、同法は、宗教法人のプライバシー、財産権を侵害するとともに適正手続保障にも反しており、違憲と言わざるを得ない。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 特例法に関して、家庭連合の代理人は令和五年十一月及び十二月に衆参両院の法務委員会宛ての意見書を提出するとともに、令和六年一月に文化庁に対してパブリック・コメントを提出し、特例法における被害者の定義が曖昧である旨表明したと承知している。同意見書では、特例法が定める特定被害者には虚偽架空の被害を訴える者まで含まれる可能性があり、事実上誰でも被害者となれるとして、法の曖昧さを指摘している。また、一般社会では多数の紛争が発生し、訴訟の原告は自ら裁判費用を負担して自己の権利の実現を図っているところ、明らかに

立法事実を欠いているにもかかわらず、特例法により特定被害者とされる者が特別な取扱いを受け、公的に訴訟支援を受けることができ、同支援に国民の税金が投入されることは、憲法第十四条の法の下での平等に反することは明らかであり、適正手続違反及び信教の自由を侵害する違憲立法である旨指摘している。 そのような指摘を受けてきたにもかかわらず、特例法は今日まで運用され、特定被害者に対する法テラスの援助が行われてきた。これらに関し、以下質問する。	中、①除斥期間・時効に掛かっている案件が四十四件、②信者である親や配偶者が行った献金を信者でない家族が返金請求している案件が二十件、③非信者が二十年以上前の物品購入代金を返金請求している案件が八件、④元二世信者が慰謝料を請求している案件が七件であり、集団交渉の案件全体のうち約四十四％を占めている。①④に該当する通知人が特定被害者として何名含まれているか、政府は把握しているか。把握している場合は、それぞれの人数を明らかにされたい。	連の弁護士が、ニュート・ギングリッチ元米下院議長が強く危惧しているように、政治的な目的を背景に活動していない保証はない。このような背景から、特例法は、広く一般国民にとって平等なものというよりは、集団交渉弁護団所属の弁護士だけに特別な恩恵と支援を与えるものであり、不平等と考えるが政府の見解を示されたい。また、法の下での平等を定めた憲法に違反するものと考えるが政府の見解を示されたい。	院予算委員会において、「行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認める、認められる場合には、民法の不法行為」も宗教法人に対する解散命令請求の理由になり得ると答弁した。ところが、平均して三十二年前の事案に関する民事裁判の敗訴判決を理由として家庭連合の解散命令を請求することは、「継続性」はなく、不当であると家庭連合側は主張していると承知している。
1 特例法の施行以降、法テラスが援助した特定被害者の数、援助に係る立替費用の額及びそのうち償還等を免除した額を明らかにされたい。	4 集団交渉では、前記3の①④の案件を始めとした全ての集団交渉案件について、家庭連合との間で法律上の請求権がまだ争われている。裁判上もその請求が認められていない案件について、法テラスによる司法援助のために政府が国費を支出していることは違憲・違法と考えるが、政府の見解を示されたい。	四 全国弁連は、違法な拉致監禁により過去に四千三百名に及ぶ家庭連合信者らを脱会強要してきた脱会専門業者やいわゆる反対牧師らと協力して、深刻な人権侵害に加担してきた弁護士らを中核とする団体と言われている。その所属弁護士の中には、拉致された信者らの監禁場所に姿を現して違法行為をたしなめず、逆に補助したり、脱会専門業者・反対牧師らと会合を開いて定期的に情報交換をしたりしてきた。さらに、監禁下で脱会を表明した元信者らの脱会の「踏み絵」とされたのが集団交渉訴訟であり、そうした裁判の原告代理人として、多額の報酬を受け取ってきたのが全国弁連の弁護士である。それらの全国弁連の弁護士が代理人となった十五年以上前の民事裁判の敗訴判決を理由として、今回の家庭連合に対する解散命令請求がなされたことと承知している。この解散命令請求の理由として文部科学省が挙げる、元信者らが起こした民事裁判のうち、家庭連合の責任を認めた判決三十二件の事案は、平均すると三十二年前であると分析されている。これは到底解散命令請求の理由には当たらないと料する。	つまり、民事紛争の一方の当事者の代理人であると同時に、違法な拉致監禁による強制的な脱会活動に関与していた弁護士らを中核とする全国弁連に対して、政府機関から法的・財政的な援助をすることは問題であると考えるが、政府の見解を示されたい。
2 前記1に関し、特定被害者に係る認定の手續は、いかなる判断基準に基づきなされたのか。「特例法に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準」(令和六年二月十五日文部科学大臣決定)では、特定被害者は、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有する者だけでなく「有し得る者」も含むとされているが、家庭連合によると、家庭連合に対する損害賠償請求(以下「集団交渉」という。)の申立人の中には、家庭連合と全く無関係だった者や特定不法行為等(献金等)から二十年以上経過し、現行法上、請求権を有しない者等が含まれている。特定被害者には、現行法上、請求権が確定していない者まで含むか政府の見解を示されたい。	二 法テラスが援助している弁護士費用に係る立替金の総額を示されたい。また、特定被害者の代理人となっている弁護士のうち、集団交渉を申し入れている集団交渉弁護団所属の弁護士に支払われた金額について、弁護士費用の立替金全体に占める割合を明らかにされたい。	三 集団交渉弁護団の中核を構成する全国霊感商法対策弁護士連絡会(以下「全国弁連」という。)の弁護士らの多くは、旧社会党系、共産党系の弁護士団体に当初所属していた弁護士であり、一九八七年の全国弁連結成の際、いわゆる「スパイ防止法」の制定阻止など政治的な目的のためにいわゆる「霊感商法」反対キャンペーンを行うと宣言していたとされている。現在、全国弁	五 政府関係機関に求められる中立性に対する疑義について 1 法テラスは、政府全額出資により設立された法務省の所管法人であり、公正中立な運営が求められているところ、令和五年一月に集団交渉弁護団と連携協定を結び、電話相談の大多数は集団交渉弁護団に紹介されることになった。法テラスが集団交渉弁護団と共同していることは、法テラスの機関誌で明らかにしている。政府の監督下にある機関である法テラスが集団交渉弁護団と連携協定を締結していることは、公平・中立性に反するものと考えるが、政府の見解を示されたい。
3 家庭連合によると、全国統一教会被害対策弁護団(以下「集団交渉弁護団」という。)との間でなされている集団交渉の案件百八十件	三 集団交渉弁護団の中核を構成する全国霊感商法対策弁護士連絡会(以下「全国弁連」という。)の弁護士らの多くは、旧社会党系、共産党系の弁護士団体に当初所属していた弁護士であり、一九八七年の全国弁連結成の際、いわゆる「スパイ防止法」の制定阻止など政治的な目的のためにいわゆる「霊感商法」反対キャンペーンを行うと宣言していたとされている。現在、全国弁	岸田首相(当時)は令和四年十月十九日の参議	3 盛山正仁文部科学大臣(当時)は令和五年十

月十二日の記者会見において、全国弁連等からの資料・情報を収集・分析した旨発言している。また、文化庁が、解散命令請求申立事件において元信者らの陳述書の作成のための面談等においては、全国弁連の弁護士らの協力を得て家庭連合の解散のために狂奔していたと思料される。

令和四年十二月七日の衆議院消費者問題に関する特別委員会には、全国弁連弁護士及び全国弁連と連携していると見られる教授が参考人として出席し、同教授は、家庭連合に対する解散命令請求を視野に入れ、質問権を行使する必要がある旨の提言を政府へ提出したと発言している。

このように、全国弁連という民事紛争の一方の当事者の代理人らが組織する弁護士団体が、特定宗教団体を解散させるために政府に影響力を行行使し、それに即して行政機関が動かされてきたことは、行政に求められる公平・公正の原則に反していると考えるが、政府の見解を示されたい。

六 家庭連合の解散命令請求に対して、トランプ大統領の宗教顧問であるポーラ・ホワイト牧師は令和六年十二月、国際宗教自由連合（ICRF）日本委員会の講演会に提供したビデオメッセージにおいて、米国防務省が発表した信教の自由に関する令和四年及び五年の報告書を基に、安倍晋三元首相銃撃事件以降、家庭連合が差別キャンペーンの犠牲者になっており、刑法に違反していない家庭連合への解散命令請求は、これまでの規範から逸脱している旨述べている。また、同氏は、令和六年四月三十日の国連の勧告によれば、日本政府のガイドライン（宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応

に関するQ&A）についての内容がエホバの証人の信者に対する暴力や身体的攻撃等の直接的な原因となっている旨述べている。

さらに、ワシントン・タイムズ・ジャパンは令和七年二月六日、トランプ米大統領に近しいとされるギングリッチ元米下院議長ら著名な政治家・宗教人等が同月四日にワシントンで開催されたIRFサミット（国際宗教自由サミット）二〇二五において、日本政府が統一教会から宗教法人格を剥奪しようとして激しく攻撃しているが、これは、一九五〇年代後半から国内で活動している統一教会に対する共産主義者の支援を受けたものだと言った旨報じた。同報道では、ギングリッチ元米下院議長が「率直に言って、共産主義者は、中国との関係をより緊密にし、米国との関係をより遠ざけるような環境を作り出そうとしてきた。政府は統一教会を破壊しようとしている。日本国憲法にのっとれば、できるはずのないことだ。何の罪も見つかったくない。政府には何の根拠もない」とも語ったとされ、日本政府の信仰の自由に係る憲法違反に対する憂慮を表明している。

また、世界日報DIGITALは令和六年十二月十三日、イタリアの宗教社会学者のマッシモ・イントロヴィニエ氏が論文の中で、「国連がエホバの証人や他の宗教的マイノリティーに対する日本の姿勢を批判した後、日本政府は宗教または信条の自由に関する国連特別報告者であるナジラ・ガナア氏の日本への公式訪問を阻止しようとしているようだ」と日本政府の対応を問題視している旨報じた。

これらの国際社会からの声に対して、政府としてどのように考え、対応するのか、見解を示されたい。

七 日本弁護士連合会（日弁連）及び日本弁護士政治連盟（弁政連）は令和七年二月二十五日、「旧統一教会問題等に関する実効的な被害の救済と予防のための勉強会（院内集会）」を共催した。

院内集会では、被害実態を踏まえた立法や「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和四年法律第五五号。以下「不当寄附法律」）（令和四年法律第五五号。以下「不当寄附法律（令和四年法律第五五号）」及び特例法の改正の必要性について解説されたという。なお、既に述べたように、特例法自体が特定宗教である家庭連合を狙い撃ちした法律であることから、同法は、法の下での平等、適正手続保障及び信教の自由に反する憲法違反の法律である。

令和四年十一月六日号の「サンデー毎日」の対談において、日本共産党の志位和夫委員長（当時）は、ジャーナリストの田原総一朗氏が「共産党からすれば統一教会との最終戦争だ」と述べると、「長い闘いだ。中略」今度は決着をつけるまでとことんやりますよと宣言している。前記の院内集会に参加した議員や弁護士は、そのような特定政党の影響を受けて、家庭連合の信者に対する信教の自由、人権、法の下での平等、適正手続保障に反するような違憲・違法な法整備をすることが危惧される。

法テラスは、令和四年十一月十四日から令和七年一月三十一日までの約二年間における「靈感商法等対応ダイヤル」への相談状況の分析結果をHPに掲載している。分析結果によれば、受付相談件数（事実か否かは判断できない）は累計で一万三千三十八件であり、家庭連合を相手方とする事案は約二十％の二千四十四件であった。家庭連合を相手方とする金銭的トラブルは千百件であり、その内訳は、直近の金銭支出時

期が相談時から五年以内が百十四件（約十％）、五年超二十年以内が二百五十六件（約二十％）、二十年超前が四百五十四件（約四十一％）、時期不明が二百七十六件（約二十五％）である。二十年超前及び時期不明の事案が全体の約六十六％を占めていることが分かる。

さらに、消費者庁は、令和四年九月三十日に家庭連合に関する報告（旧統一教会に関する消費生活相談の状況について）を公表するまで、個別団体ごとの被害報告をまとめていなかった。同報告によると、令和二年度は相談件数約九十四万件中、家庭連合に関する相談は三十三件であり、令和三年度は約八十四万件中、二十七件であり、いずれもわずか〇・〇〇三％にすぎない。家庭連合は、平成二十一年のコンプライアンス宣言以降、教会改革を徹底し、「特別不行為」とされるような信者らの活動並びに活動に対するクレーム及び訴訟等はほとんどなかったとしている。そもそも立法事実がなかったとしている。

以上を踏まえて、特例法及び不当寄附勧誘防止法を改正する必要はなく、むしろ廃止とすべきと思料する。それにもかかわらず、全国弁連、日弁連、弁政連の提案に沿って、法整備を進めることは、政教分離原則に反し、違憲・違法な国政運営を更に進めることと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から十四日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問に対する答弁書

一の1について

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 令和五年法律第八十九号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が援助した同項第一号に規定する特定被害者（以下「特定被害者」という。）の数については把握していないが、令和七年二月二十八日までの特定被害者に対する援助の件数は、七十九件（速報値）である。これらのうち、同号イ及びロの規定に基づき、特例法第二条第二項に規定する特定不法行為等に関する民事事件手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき報酬等の立替え等を行うこと（以下「代理援助」という。）に係る同日までの立替金の総額については、百四十万六千円（速報値）であり、償還等を免除したものは存しない。

一の2及び4について

お尋ねの「現行法上、請求権が確定していない者及び「裁判上もその請求が認められていな

令和七年三月二十六日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

い案件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、センターにおいては、特例法の規定に基づき、特定被害者に該当し得ると判断する者に対し、法律相談並びに民事事件手続の準備及び追行に必要な援助を行っているものである。 「違憲・違法」とは考えていない。

護団に対し「靈感商法等対応ダイヤル」で得た相談者に関する情報を引き継ぐことを内容とする連携協定を結んだものと承知しているが、これは、靈感商法等の被害者が重ねて被害を申告する負担を軽減等するためのものであって、「公平・中立性に反する」とは考えていない。

センターが特定被害者に対して行う援助の対象となる事案の個別具体的な内容については把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

御指摘の「政府に影響力を行使し、それに即して行政機関が動かされてきたこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、宗教法人世界平和統一家庭連合に対する解散命令の請求については、所轄庁である文部科学大臣において、宗教法人審議会への諮問を経て行った七回にわたる同法人に対する報告徴収及び関係者からの聴取により得た情報等に基づいて適正に行ったものである。

前段のお尋ねについては、お尋ねが特例法に關するものであれば、代理援助に係る立替金の総額については、一の1についてでお答えしたとおりであり、後段のお尋ねについては、個々の弁護士が御指摘の「集団交渉弁護士団所属の弁護士」であるか否かについて把握しておらず、お答えすることは困難である。

個人の见解や個別の報道の内容を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

御指摘の「特別な恩恵と支援」及び「違法な拉致監禁による強制的な脱会活動に關与していた弁護士らを中核とする全国弁連」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特例法第三条第一項の規定に基づく特定被害者に対する法律援助事業は、特定被害者を迅速かつ円滑に救済するため特定被害者に対する援助を実施するものであって、特定の団体又は特定の団体に所属する弁護士のみに事務を取り扱わせるものでもないことから、御指摘は当たらないものと考えている。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねは御指摘の「院内集会に参加した議員」の活動に関するものであると考えられ、国会議員の個々の活動について、政府としてお答えする立場にない。

五の1及び2について

センターは、一の3で御指摘の「全国統一教会被害対策弁護士」との間で、センターが同弁

